

会 議 録 第 2 号

1. 招集日時 平成28年6月7日(火) 午前10時
1. 招集場所 牛久市役所議場
1. 出席議員 22名
- 1番 藤田尚美君
 - 2番 秋山泉君
 - 3番 尾野政子君
 - 4番 伊藤裕一君
 - 5番 長田麻美君
 - 6番 山本伸子君
 - 7番 杉森弘之君
 - 8番 須藤京子君
 - 9番 黒木のぶ子君
 - 10番 甲斐徳之助君
 - 11番 池辺己実夫君
 - 12番 守屋常雄君
 - 13番 市川圭一君
 - 14番 小松崎伸君
 - 15番 石原幸雄君
 - 16番 遠藤憲子君
 - 17番 鈴木かずみ君
 - 18番 利根川英雄君
 - 19番 山越守君
 - 20番 板倉香君
 - 21番 柳井哲也君
 - 22番 中根利兵衛君
1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

| | |
|---------------|-----------|
| 市 長 | 根 本 洋 治 君 |
| 副 市 長 | 滝 本 昌 司 君 |
| 教 育 長 | 染 谷 郁 夫 君 |
| 市長公室長 | 吉 川 修 貴 君 |
| 経営企画部長 | 飯 泉 栄 次 君 |
| 総 務 部 長 | 中 澤 勇 仁 君 |
| 市 民 部 長 | 坂 野 一 夫 君 |
| 保健福祉部長 | 川 上 秀 知 君 |
| 環 境 部 長 | 坂 本 光 男 君 |
| 経 済 部 長 | 山 岡 康 秀 君 |
| 建 設 部 長 | 八 島 敏 君 |
| 教 育 部 長 | 川 井 聡 君 |
| 会計管理者 | 山 越 恵美子 君 |
| 監査委員事務局長 | 土 井 清 君 |
| 農業委員会 事務局長 | 結 速 武 史 君 |
| 経営企画部次長 | 吉 田 将 巳 君 |
| 総 務 部 次 長 | 小 林 和 夫 君 |
| 市 民 部 次 長 | 高 谷 寿 君 |
| 保健福祉部次長 | 藤 田 幸 男 君 |
| 保健福祉部次長 | 藤 田 聡 君 |
| 環 境 部 次 長 | 梶 由 紀 夫 君 |
| 経 済 部 次 長 | 小 川 茂 生 君 |
| 建 設 部 次 長 | 岡 野 稔 君 |
| 建設部次長 | 長谷川 啓 一 君 |
| 教育委員会次長 | 飯 野 喜 行 君 |
| 教育委員会次長 | 杉 本 和 也 君 |
| 全 参 事 | |

1. 議会事務局出席者

| | | |
|----------|----|-----|
| 事務局長 | 滝本 | 仁君 |
| 庶務議事課長 | 野島 | 貴夫君 |
| 庶務議事課長補佐 | 中根 | 敏美君 |
| 庶務議事課長補佐 | 飯田 | 晴男君 |
| 書記 | 飯村 | 彰君 |

平成28年第2回牛久市議会定例会
 一般質問発言事項一覧表（通告順）

| 質問議員名 | 質問事項 | 要 旨 | 答 弁 者 |
|---|---|--|--|
| <p>1. 守屋 常雄 （一問一答方式）</p> | <p>1. 牛久市と阿見町との連携強化策について</p> <p>2. イズミヤ存続、利活用について</p> | <p>①阿見町は道路・自衛隊基地・大学病院・アウトレット・中央競馬会のアンテナ店の開設と更なる増設・企業誘致の充実等魅力的な発展を遂げていると思います。</p> <p>そこでまずは共同で一緒にやれる事業の研究、奥野地区の再開発、又バス網の充実等、将来的な考えをお示しください。</p> <p>①イズミヤを利用する高齢者等の利便性を考えることが大事だと思います。</p> <p>また、牛久市の発展の為に、これから人気の東南アジアからの観光需要を取り込むために、民活を活用し、駅前にビジネスホテルをつくることも難しくないと思います。今考えられるイズミヤ存続の方策、施設の利活用策について、お示しください。</p> | <p>市 長 副 市 長 関 係 部 長</p> |

| | | | |
|------------------------------|--|--|--|
| | <p>3. 牛久シャトー (シャトーカミヤ)の日本遺産認定プログラムの進捗状況について</p> | <p>①先日、新聞紙上で根本市長が知事を訪れた、シャトーカミヤの修復完成報告の記事が掲載されました。是非、シャトーカミヤの日本遺産認定決定記者会見の様を観たいと私は熱望しています。市長の思いが何かあれば、お答えください。</p> | |
| <p>2. 石原 幸雄 (一問一答方式)</p> | <p>1. 「東部地域の抱える公共交通の課題の解消」について</p> <p>2. 「商工行政」について</p> <p>3. 「農業関連行政」について</p> | <p>コミュニティバスの他の自治体への相互乗り入れの実施に際して、現行のNPO法人への運転業務の委託を検討すべきと考えるが？</p> <p>①企業誘致専門の担当部署を復活すべきと考えるが？</p> <p>②進出企業への優遇措置の見直しをすべきと考えるが？</p> <p>③企業誘致の一環として、本市独自の東京事務所を設置すべきと考えるが？</p> <p>④ハートフルクーポン券の使用対象について、商工会へ行政指導をすべきと考えるが？</p> <p>①JA竜ヶ崎牛久東部支所が今年度末に撤退するが、跡地の有効活用策の一環として、農産物等の</p> | <p>市長 関係部長</p> <p>市長 関係部長</p> <p>市長 関係部長</p> |

| | | | |
|---------------------|--|---|-------------------|
| | 4. 「今後の公立図書館のあり方」について | <p>直売所の設置を検討しては如何か？</p> <p>②耕作放棄地の解消策として、農山漁村再生可能エネルギー法を活用すべきと考えるが？</p> <p>今後の公共図書館のあり方として、中央図書館の図書館司書の資質の向上や増員を検討すべきと考えるが？</p> | 市長 教育長 関係部長 |
| 3. 秋山 泉 (一問一答方式) | <p>1. 保育園の質と安全について</p> <p>(1)安全への取り組みについて</p> <p>(2)待機児童問題と保育士の配置基準の関係性について</p> <p>(3)質を高めるための取り組みについて</p> <p>2. 国民健康保険保養施設宿泊利用費助成について</p> | <p>1.</p> <p>(1)4月12日、認可外の保育施設での死亡事故が2件報道された。本市におけるこれまでの事故件数、施設内の安全への取り組みについて伺う。</p> <p>(2)保育士の負担軽減、事故の防止のためにも国の定めた保育士の配置基準以上の人員が必要と考えるが見解を伺う。</p> <p>(3)保育士のスキルアップに向けての取り組み。</p> <p>2. 国民健康保険に加入している方が保養施設を利用する場合、その宿泊料金の一部を助成する自治体がある。本市でも実施してはと考えるが、見解を伺う。</p> | 市長 副市長 関係部長 |

| | | | |
|------------------------------|--|---|-------------------------------|
| <p>4. 小松崎 伸 (一括方式)</p> | <p>1. 地方創生加速化 交付金について</p> <p>2. 図書館の運営に ついて</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・県内で多くの市町村が採 択されているが、牛久市 の状況は ・広域連携事業が、多く採 択されているが、牛久市 の考え方は ・現状と今後の分館設置は ・閉館時間の見直しは | <p>市 長 関係部長</p> |
| <p>5. 山本 伸子 (一問一答方式)</p> | <p>1. 「子育て世代包 括支援センター」 の取り組みにつ いて</p> <p>(1)「子育て世代包括 支援センター」の 具体的な支援につ いて</p> <p>(2)妊娠届提出時にお ける聞き取り等の 内容について</p> <p>(3)母子手帳の内容に ついて</p> <p>(4)牛久市の出生率の 推移などからわか ること</p> <p>(5)赤ちゃん訪問の具 体的な内容と支援 につなぐための取</p> | <p>(1)子育て世代包括支援セン ターの具体的な場所と支 援内容、周知方法につ いて伺う。</p> <p>(2)妊娠届提出の際の情報を 活かし、その後の出産、 産後の支援につなげるた めの取り組みについて伺 う。</p> <p>(3)母子手帳の意義と牛久市 としての独自性などに ついて伺う。</p> <p>(4)市内と市外の出生数と里 帰り出産の数の最近の推 移から、牛久市内での出 産の状況を伺う。</p> <p>(5)赤ちゃん訪問を行うなか で、早期に支援につなぐ ための取り組みなどに</p> | <p>市 長 副 市 長 関係部長</p> |

| | | | |
|------------------------------|---|---|--------------------|
| | <p>り組みについて</p> <p>(6)産後ケアの取り組みについて</p> <p>2. 文化資本によるひとづくりとまちづくり</p> <p>(1)文化財の公開と活用について</p> <p>(2)社会教育と学校教育との連携による文化財の活用について</p> <p>(3)文化資本として図書館の果たす役割について</p> | <p>いて伺う。</p> <p>(6)4月から始まった産後ケアの取り組みについて伺う。</p> <p>(1)・市の指定文化財の指定までの流れについて伺う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化遺産を活かした地域活性化事業補助金の使途について伺う。 <p>(2)・歴史リレー講座や芋銭検定の今後の展開について伺う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生の副読本「わたしたちの牛久」のなかの文化財の取り扱いとそれを活かした授業について伺う。 ・牛久現代美術展と学校教育との連携について伺う。 ・文化事業としての文化公演について伺う <p>(3)・学校図書館の読書環境について伺う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央図書館の図書購入の選定について伺う。 | |
| <p>6. 池辺己実夫 (一問一答方式)</p> | <p>1. 牛久市の生涯学習と文化芸術につ</p> | <p>1</p> <p>(1)かっぱの里生涯学習セン</p> | <p>市長 関係部長</p> |

| | | | |
|------------------------------|---|---|--------------------|
| | <p>いて</p> <p>2. 牛久シャトーの歴史・文化の国内外への発信について</p> | <p>ターの施設運営管理について</p> <p>(2) かつばの里生涯学習センターに併設されている小川芋銭研究センターの今後の方策について</p> <p>2</p> <p>(1) 牛久シャトー『神谷伝兵衛物語』または、『シャトーカミヤ物語』の映画化について</p> | |
| <p>7. 尾野 政子 (一問一答方式)</p> | <p>1. 読書通帳の導入について</p> <p>2. 高齢者等へのドア・ツー・ドアの確保について</p> <p>3. 若者の政策形成過程への参画について</p> <p>4. 成年後見制度の成果と今後の取り組みについて</p> <p>5. 災害時に備えて</p> | <p>1</p> <p>① 進捗状況について</p> <p>2</p> <p>① 進捗状況について</p> <p>3</p> <p>① 若者議会等の導入について</p> <p>4</p> <p>① 制度導入から10年。その成果について</p> <p>② 市民後見人の育成状況について</p> <p>③ 今後の取り組みと課題について</p> <p>5</p> <p>① 市役所本庁舎の耐震性について</p> <p>② 本庁舎が全半壊した場合の事業継続計画（BCP）策定について</p> | <p>市長 関係部長</p> |

| | | | |
|--|---|---|------------------------------------|
| <p>8. 柳井 哲也 (一括方式+ 一問一答方式)</p> | <p>1. 新中学校敷地について</p> <p>2. 防災対策について</p> <p>3. 空き家対策について</p> | <p>1</p> <p>(1)土壌汚染調査</p> <p>(2)雨水対策</p> <p>(3)広い敷地の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災避難場所 ・ 青少年の野外活動拠点 <p>2</p> <p>(1)想定外の災害</p> <p>(2)子ども中心の防災訓練</p> <p>(3)避難所の防災品と設備</p> <p>3</p> <p>(1)宅建協会牛久竜ヶ崎支部との連携</p> <p>(2)相続放棄の場合の対応</p> <p>(3)空き家解体補助制度</p> | <p>市長 教育長 関係部長</p> |
| <p>9. 杉森 弘之 (一問一答方式)</p> | <p>1. 奨学金</p> <p>(1)貧困化問題</p> <p>(2)教育費の負担</p> <p>(3)牛久市の奨学金制度</p> <p>2. 太陽光発電</p> <p>(1)市内設置状況</p> | <p>1.</p> <p>(1)貧困化問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護、児童扶養手当等の申請と受給の5年前との比較 ・ 生活保護受給の理由と年齢構成の変化 <p>(2)教育費の負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市財政に占める教育費、奨学金の変化 <p>(3)牛久市の奨学金制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度と利用状況、市民の要望 ・ 市の基本的考え方と今後の施策 <p>2.</p> <p>(1)市内設置状況</p> | <p>市長 副市長 教育長 関係部長</p> |

| | | | |
|-----------------------|---|--|--------------------------|
| | <p>(2)問題発生状況</p> <p>3. マイナンバー</p> <p>(1)住基ネットの総括</p> <p>(2)マイナンバーの現状と問題</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市内設置数と設置主体、今後の予定 ・許認可等、補助金 <p>(2)問題発生状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数と相談内容 ・関連条例・規則等と今後の施策 <p>3.</p> <p>(1)住基ネットの総括</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総費用と市負担分、発行数、対象比 <p>(2)マイナンバーの現状と問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵送と返送、申込み、発行、再発送・費用 ・リスク管理 事件発生の場合の責任の所在 ・今後の施策 | |
| 10. 長田 麻美 (一問一答方式) | <p>1. 市内JR常磐線の各踏切の安全対策</p> <p>2. 市立第一幼稚園の今後について</p> | <p>1. 歩行者、登下校する児童が多く、歩道の整備がない踏切に早急な整備が必要であると考えerがどうか。</p> <p>2. 移転を繰り返している第一幼稚園に安定した施設や教育環境の充実が不可欠であるが、今後のあり方について伺う。</p> | 市長 副市長 教育長 関係部長 |
| 11. 黒木のぶ子 (一問一答方式) | <p>1. 雑収入に対する取り組みについて</p> <p>(1)広報紙、各所管の封筒への広告</p> | <p>1.</p> <p>(1)茨城県の広報ひばり、滋賀県守山市等の広告を参</p> | 市長 関係部長 |

| | | | |
|-----------------------|--|--|------------|
| | <p>考に封筒への広告を採用してはどうか</p> <p>(2)ふるさと納税</p> <p>(3)家庭菜園家のとくとく市への参加</p> <p>2. 老人ホームについて</p> <p>(1)無届け有料老人ホームの把握</p> <p>(2)民間施設への行政指導</p> <p>(3)市直営の有料老人ホームの必要性についての考え方</p> <p>3. 市民後見人の現状について</p> <p>(1)市が育成した後見人の活用</p> | <p>(2)①ふるさと納税者に対するネット納税の有無</p> <p>②返礼品の還元率の現状と今後</p> <p>(3)市内農家が減少するなかで消費者と生産者が一体であるメリットが消費者にとってもメリット</p> <p>2</p> <p>(1)①調査しているのかどうか</p> <p>②定期的も含め立ち入り調査の実施</p> <p>(2)どのような場合に対して行政指導がなされるのか</p> <p>(3)低額入居可能な施設（12万円前後の入居費）などについてアンケートで入居希望等の意向調査を実施してはどうか</p> <p>3</p> <p>(1)高齢者（個人）に対しての問題点</p> | |
| 12. 甲斐徳之助 (一問一答方式) | 1. 牛久駅周辺利活用について | (1)執行部公式会見にて来春以降の賃貸契約を更新しないとあった（事実上撤退とみられる）駅ビル店舗イズミヤの撤退は具体 | 市長 関係部長 |

| | | | |
|-----------------------|--|--|---|
| | | <p>的にはいつになるのか。</p> <p>撤退に伴う本市の経費負担は。</p> <p>(2)撤退後の跡地に東京オリンピックや茨城国体などにむけて入浴施設を持ち合わせた宿泊施設の検討や付随する飲食店ビルなどの形成も考えられるが本市の方針は。民間企業誘致であるか本市企画事業か。</p> <p>(3)また、その進捗状況はどのようなになっているか？</p> <p>(4)東口広場の具体的な進捗状況並びに補正予算の具体的な理由は。</p> | |
| 13. 伊藤 裕一 (一問一答方式) | <p>1. 若年世代の定住にむけて</p> <p>(1)郷土学習について</p> <p>(2)市制施行30周年記念事業における取り組み</p> <p>(3)返済不要の奨学金</p> | <p>1.</p> <p>(1)郷土学習の現状、副読本『わたしたちの牛久』の活用状況、今後の郷土学習の展望を伺う。</p> <p>(2)各種イベントの機会を捉え、シティプロモーションに取り組んではどうか。</p> <p>(3)牛久市に定住することを条件として、大学生、専門学校生向け返済不要の奨学金制度を創設してはどうか。</p> | <p>市長</p> <p>副市長</p> <p>教育長</p> <p>関係部長</p> |

| | | | |
|-------------------------------|--|---|------------------------------------|
| | <p>(4)東部地域への移住促進</p> <p>2. 住宅地の一時駐車場</p> | <p>(4)お試し居住施設を設ける、空家バンクを活用するなどして、東部地域へ移住しやすい環境をつくるべきと考えるが見解を伺う。</p> <p>2. 工事業者、市民の近親者などによると思われる住宅地への路上駐車が多いので、一時駐車場を設けてはどうか。</p> | |
| <p>14. 須藤 京子 (一問一答方式)</p> | <p>1. 障害者差別解消の推進に関する取り組みについて</p> | <p>1.</p> <p>(1)障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の展開について</p> <p>①環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設・公共交通機関・情報アクセシビリティのバリアフリー化 <p>②相談及び紛争の防止のための体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口の明確化・専門性の向上と紛争防止への取り組み <p>③啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機関等の職員研修、事業者への研修、地域住民・教育にかかわる保護者等への啓発 <p>④障害者差別解消支援地域協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消支援地域 | <p>市長 副市長 教育長 関係部長</p> |

| | | | |
|-------------------------------|---|--|----------------------------|
| | | <p>協議会の設置</p> <p>(2)災害時の障がい者（児）への合理的配慮について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画における要配慮者対策の位置づけ ・避難行動要支援者支援計画の策定と個別計画作成 ・避難所及び避難所以外における障がい者（児）への合理的配慮 <p>(3)障害者差別解消の推進を進行管理する体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種計画における障害者差別解消の推進体制の構築 | |
| | <p>2. 神谷踏切の改良・拡幅について</p> | <p>2.</p> <p>(1)市内踏切道の現況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内道路の現況・危険箇所の把握と課題抽出 ・神谷踏切の現況と課題 <p>(2)神谷踏切の課題解決のための対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、J R の踏切対策に対する指針 ・神谷踏切の安全性確保のための改良・拡幅への地域住民の期待 | |
| <p>15. 藤田 尚美 (一問一答方式)</p> | <p>1. 学校現場での課題</p> <p>①スクールカウンセラーの常時設置と</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーの利用状況 ・スクールカウンセラーの常時設置の考え | <p>市長 教育長 関係部長</p> |

| | | | |
|-------------------------------|---|--|----------------------------|
| | <p>スクールソーシャルワーカーの設置</p> <p>②自殺予防教育について</p> <p>③アタマジラミの対応マニュアル化について</p> <p>2. 第二幼稚園の給食移動の課題</p> <p>3. 児童虐待防止対策</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカーの設置の考え ・自殺予防教育は実施されているか ・今後は ・アタマジラミの発生報告件数 ・アタマジラミが発生した場合、保護者への周知方法 ・アタマジラミ対応マニュアルを作成してはどうか ・学校への給食移動は、週に何回か ・安全性・保育時間の短縮につながるため、給食移動への考えの見直しは ・児童虐待の相談件数 ・発生予防への取り組み ・児童虐待の相談窓口の設置 | |
| <p>16. 遠藤 憲子 (一問一答方式)</p> | <p>1. 公立幼稚園について</p> <p>2. 第6期(平成27年～29年)介護保険事業計画に</p> | <p>1</p> <p>(1)幼稚園運営協議会での中間答申について</p> <p>(2)教育委員会、子ども子育て会議の考え方と今後について</p> <p>(3)公立幼稚園教諭の待遇について</p> <p>2</p> <p>(1)施設整備の状況について</p> <p>(2)要支援1. 2の総合支援</p> | <p>市長 教育長 関係部長</p> |

| | | | |
|-----------------------|--|--|------------|
| | について | <p>事業の状況について (サービス提供者に住民ボランティア主体として地区社協の名前もあるがどうか)</p> <p>(3)介護認定の申請を制限してはならない。今後の事業計画の進め方について</p> | |
| 17. 鈴木かずみ (一問一答方式) | <p>1. 子育て支援について</p> <p>2. 空き家対策について</p> | <p>1</p> <p>(1)待機児童の実態 (2)保育士の確保について (3)保育士の待遇改善と市の独自策について</p> <p>2</p> <p>(1)空き家対策を進める特別措置法が施行されて1年になるが、その後の市の取り組みについて (2)空き家対策の取り組みについては、前市長は「牛久都市開発(株)」との協働で行うとしてきたが、市長が変わって、今後どのように進めていく考えか。</p> | 市長 関係部長 |
| 18. 利根川英雄 (一問一答方式) | <p>1. コミュニティバスの運行</p> <p>2. 公共施設への県南水道布設</p> <p>3. 教育費について</p> | <p>・現状と今後の方針</p> <p>・これまでの答弁と今後について</p> <p>・中学校新設で既存の教育費が削られるということについて</p> | 市長 関係部長 |

平成28年第2回牛久市議会定例会

議事日程第2号

平成28年6月7日（火）午前10時開議

日程第1. 一般質問

午前10時00分開議

○議長（市川圭一君） おはようございます。

日程に先立ちまして、御報告いたします。

執行部より、去る6月3日に報告されました報告第5号の差しかえの申し出がありましたので、これを許可し、各机上に配付しておきました。

ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の通告者は18名です。通告順に従って質問を許します。

ここで、質問者並びに答弁者に申し上げます。一般質問は、内容を的確に捉え明瞭簡潔にされるようお願いいたします。

一般質問

○議長（市川圭一君） 初めに、12番守屋常雄君。

〔12番守屋常雄君登壇〕

○12番（守屋常雄君） おはようございます。創政クラブの守屋常雄でございます。

本日は先輩議員の御厚情をいただきまして、今議会において1番で一般質問させていただきます。私の性格上しつこ過ぎるかもしれませんが、毎回同じ事柄を言葉や進捗場面をかえながら質問させていただいておりますが、牛久市のために大事な事柄と考えていますので御容赦いただきたいと思います。

私は次の3点につき、なかなか明快な回答はいただけないとは思いますが、質問させていただきます。

まず第1の質問ですが、前回に続いて牛久市と阿見町とのさまざまな連携を強化することの大事さについてお話しさせていただきたいと思っております。

阿見町との連携は、今後の牛久市の経営に大きく影響を及ぼし、さらに将来は必ず寄与する

ことと思います。そのための研究を、既に執行部の方々もお考えと思いますが、何か具体的な連携策などお考えがあれば後ほどお示し願いたいと思います。

まず、当時大野喜男市長のときに合併のための協議会等を開く機運が起きたと聞いておりますが、残念ながらそのときの市長選の争点にならず、4選反対を旗印にした池邊前市長が勝利し、その機運も立ち消えになったとのことでした。

私が今考えますと、まことにもったいない結果になったと思います。もしも連携ができていれば、牛久市の現在の姿とかなり違った発展になっていた可能性が大いにあり、私は非常に残念に思っております。結果として、グローバルな発展が大いに可能である牛久市を一步も出ないような牛久至上主義的思考方をその当時の首長がしていたのかと思うと、非常に残念に思うのですが、事実はどうだったのか。当時の私の反省として、サラリーマンの端くれでありましたけれども、市の行政に対し何も興味のなかった自分が今大変恥ずかしいと思いますが、その当時の事実も同時に解説していただければ幸いです。ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 市長公室長吉川修貴君。

○市長公室長（吉川修貴君） 合併についての当時の事実につきまして、お答え申し上げます。

牛久市では、平成13年6月に市議会で牛久市合併検討特別委員会が設置されまして、平成14年12月には「地方分権を受けて、その受け皿である地方自治体として仕事をスムーズにするには、行財政基盤の強化や行政の効率化、広域的なまちづくりが必要であり、そのためには合併が必要である」との結論を出しております。また、合併に関する効果や課題を検討するために、平成14年12月に市長、市幹部職員、市議会議員、行政区長及び各種団体代表などで牛久市合併懇話会を組織しまして、平成15年3月には「相手先を阿見町として合併を進めるべきである」とした結論を出しております。合併懇話会の行われた時期につきましては、行政区また各種団体での懇話会が多数行われまして、さまざまな議論が交わされております。

池邊前市長は、当時の判断につきまして「『まちづくりは市町村独自に行うべきものであり、徹底した行財政改革による体質改善をせずに他市町村との合併を進めるべきではない』という考えにより、当時の合併ありきの議論にストップをかけた」と平成26年第1回牛久市議会定例会本会議で答弁しておるところでございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 守屋常雄君。

○12番（守屋常雄君） どうもありがとうございました。

私が思いますに、皆さん御存じのように今の阿見町は主要道路の整備、それからインターチェンジの立地、アウトレットモールの発足、それから現在もある自衛隊の基地、それから大学病院、それから企業誘致のための工業団地の充実は非常に目覚ましいものがあり、御存じのよ

うにメグミルクとか大和ハウスなどが既に移転してきており、圏央道の使い勝手がよければさらなる企業誘致は可能と思います。また、今はアンテナショップであるJRAの馬券売り場が2年目の運営に入り、当初の計画ははるかに超えた売り上げになり、将来の阿見町の収益源の1つになると期待されております。まことに、私考えますにうらやましい限りで、13年前に逃がした魚は大きかったと言えると思います。まさに、首長の先見性が大事だと思います。

そこで、もう一度心ある牛久市の市民が立ち上がり、少しぐらい反対があっても阿見町との合併ではなく連携強化、これをみんなの力を結集してやっていかなければいけないと思います。阿見の弱さと問題点は、鉄道や交通機関が弱いところと、あともう一つは教育機関の未整備だと思います。

そこで、阿見町との連携を考える上で、阿見町が事業化する道の駅やアウトレットや奥野地区及び牛久駅などとのバス路線の共同運行とか新交通システムの共同研究、イメージとしては霞ヶ浦から筑波山までや教育施設の共同活用と教育施策の共有化など、地方創生の資金等を活用した連携経営等を活発に行う必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。もしもお考えがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 守屋議員の阿見町との連携につきましての御質問にお答えいたします。

牛久市と阿見町とで一部事務組合を構成しておりますうしくあみ斎場や、平成27年度から阿見町が構成自治体として参加している稲敷地方広域市町村圏事務組合を通して、既に幾つかの連携を図っておりますが、今後の具体的な連携策につきましては、阿見町との単独ではございませんが、平成27年度末より阿見町、稲敷市、美浦村、千葉県神崎町及びそれぞれの構成市町村内の民間企業で組織する圏央道北東エリア連携交流協議会に牛久市はオブザーバーとして参加しておりましたが、平成28年6月1日に協議会への正式加入となりました。

この協議会は、圏央道を活用した人の流れをつくり、さまざまな分野での連携・交流による魅力あふれるまちづくりを共同で行っていくものでございます。

まずは、この協議会による公共交通等の連携を足がかりに、阿見町との連携策を模索してまいります。具体的には、公共交通の連携を地方創生推進交付金等を活用しながら進めていきたいと考えております。公共交通の広域連携の実現は、観光・企業誘致等の分野においても牛久市の発展の重要な要素であると考えております。そのほかの連携につきましても、牛久市にとって有益であるならば今後積極的に近隣市町村との連携を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 守屋常雄君。

○12番（守屋常雄君） どうもありがとうございました。

最後に、市長に活躍していただくことも大事なポイントだと思うんですが、我々議員も含めて自治会とか地区社協等の草の根交流を阿見町とやるのも大変大事なことだと思います。何をやるにも、人脈づくりだと思います。市役所や町役場の主要なポストの方々との人脈づくりは、無駄になるかもわかりませんが、思わぬつながりに発展することもあります。こんな切り口で、10年後を目指して阿見町とのいろいろな連携、これをやり始めたらどうでしょうか。

私非常にちょっと心配性なんですけど、将来の牛久を考えると牛久単体では生きられない時代が必ず来ると思います。今から準備する必要があると思います。大変生意気な意見を申し上げましたが、みんなでこの件につき議論を気軽にできれば幸せと考えます。何か執行部のほうで総合的な考え方があれば、お示し願いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 市長公室長吉川修貴君。

○市長公室長（吉川修貴君） 守屋議員のおっしゃるとおり、何をやるにも人脈づくり、人間関係は大事なことで考えております。良好な人間関係は、よりよい未来をつくり出すための土壌でありまして、近年増加している災害に対する助け合いという面からも交流の輪が広がることは大変有意義だというふうに考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 守屋常雄君。

○12番（守屋常雄君） どうもありがとうございました。

それでは、2番目の質問に入らせていただきます。2番目として、前回も質問させていただきましたイズミヤの問題、その後についての情報や考え方があったらお示しを願いたいと思います。

その前に、何といっても本当にイズミヤの問題が確実に、ある意味で売り場の閉鎖とか縮小とかそういうことになったら、私まず心配しているのは居住者の方々や周辺の高齢者の方々の日々の買い物の利便性を考えることが大事だということと、それとあと意外と気がつかないんですが2階の市役所のスペースがあると思うんですが、そここのところに新聞等準備されていて、これは非常にありがたいんですけども、そこに特に男性の高齢者の方々が一日中何人か必ずいると。要するに、高齢者の息抜きスポットになっているんじゃないかなと思うんですが。細かいことですけども、まずそんなことから今後どうなるのか、イズミヤはどうなるのか、簡単に御説明お示ししたいと思います。

○議長（市川圭一君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） ただいま守屋議員より御質問のありました件についてお答えをさせていただきます。

イズミヤ牛久店につきましては、このたび賃貸借により営業している3階の一部と4階フロアにつきまして、牛久市の第三セクターでありビルの管理会社でもある牛久都市開発株式会社に対しまして、平成29年3月24日の賃貸契約満了をもって以後の契約更新はしない旨の通知をいただいたところでございます。この通知を受けまして、牛久都市開発株式会社は5月5日に権利者の皆様にイズミヤから賃貸借フロアが返還されることを通知し、イズミヤ牛久店の一部撤退が確定したところでございます。

イズミヤは、牛久店からの完全撤退については表明はしておりませんが、市としましてはイズミヤが完全撤退することとなった場合には駅周辺の空洞化、それと中心市街地の衰退、ひいては牛久市全体のイメージダウンにつながり、町としての活気を失う大きな要因となることから、イズミヤに対して保有フロアでの継続営業や、万が一イズミヤが完全撤退することとなった場合についても、新しい出店者を誘致していただけるよう、イズミヤに強く要請しているところでございます。

守屋議員の御質問にありますように、市としましてもイズミヤを利用する高齢者の方々の利便性を考えることも重要であると認識しており、高齢者の方々が買い物ができなくなるような状況は避けなければならないというふうと考えているところでございます。

○議長（市川圭一君） 守屋常雄君。

○12番（守屋常雄君） 私のほうから1つの提案があるんですが、将来の牛久市の発展にまず成田に降り立ってくるアジアからの人たちが、このごろ御存じのように大仏とかシャトーに向かってくるツアーで牛久を、まず成田に着いたときに初めに来る方が非常にふえているということです。そのような東南アジアからの観光需要をさらに進めて、今後の県南の観光の目玉になるのが霞ヶ浦とか筑波山のさらなる掘り起こし、これが成功すれば今は牛久は素通りで1泊もせずいつているんですが、日帰りから1泊の需要が起きてくると思います。その需要を取り込むためにも、もしも、これはまだ私も調査していないので何とも言えないんですが、既存のイズミヤビルの耐震とか建築基準が合致していれば、どこの国のホテルチェーンでもオーケーなので、民活を利用した駅前ビジネスホテルに変身させるのはそんなに難しいことではないし、口からでまかせの構想でもないと思います。

今現在、市のほうで考えられる策があれば、差し支えない範囲でお示し願いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） 今御質問いただきました東南アジアからの外国人に対してのホテル的なものをつくってということですが、特に東南アジアからの訪日外国人旅行者はふえており、牛久市としても国の重要文化財であるシャトーカミヤや外国人観光客にも人気の牛久大仏などの観光資源がありますので、駅前にビジネスホテルを整備し受け入れ態勢を整

えておくことは外国人旅行者へのサービスにもつながるものと思いますが、エスカードビルを民活を活用してビジネスホテルとして使用できる用途に変更するためには、エスカードビルの権利者やマンションの入居者の方の同意が必要となり、かつ法的な問題になりますが建築基準法等のクリアというものがようになってくると思います。建築基準法上では、光を取り入れるための開口部や窓を設置するための構造補強、フロアの改修、さらに消防法の観点からは避難経路の設置など、大規模な改修と膨大な費用を要するということから、実現は難しいのではないかというふうに考えているところではございます。

牛久市では、イズミヤから返還される3階の一部、4階フロアにつきまして、牛久都市開発株式会社とともにプロジェクトチームを立ち上げまして、民間事業者の誘致を基本に考え利活用について検討を始めているところでございます。イズミヤの今後の動向につきましては、牛久都市開発株式会社と連携してイズミヤに関する情報収集を行い、さまざまな機会を通して市民の皆様へ情報提供してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 守屋常雄君。

○12番（守屋常雄君） よくわかりました。私1年間くらい市役所の職員の方とおつき合いいただいているんですが、私から見て牛久市役所の職員というのは大変優秀な方が多いなど、お世辞じゃなくてそう思います。特に若い方々が、これからタフな目標に向かって仕事するのは勉強になると思いますので、市役所というのは決まったルーチンワークをやるのかもわかりませんが、結果を恐れずにいろいろなところにチャレンジして頑張ってもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

最後の質問をしたいと思います。今市役所文化芸術課のスタッフの方々も奮闘されておりまして、シャトーカミヤの日本遺産認定プログラムの進捗状況を確認させてもらいたいと思います。今年度の日本遺産の認定件数は19件でございまして、2年間で37件になりました。しかし、37件の中を全部見てみると、いまだワインを前面に出した遺産はありません。文化庁は2020年までに100件の日本遺産を生み出す予定でおるとのことですが、年内にコラボするワイナリーを見つけ出して共同で物語をつくり出す必要があると思います。

我々議員の中でも、セールス力のある方もいらっしゃると思います。ぜひ必要とあれば、私も含めて手弁当で日本のどこにでも行く覚悟です。どうぞ遠慮なく使っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、「シリアル型」でやれるかなという候補はできましたでしょうか。わかる範囲でお示してください。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 私から、日本遺産認定に向けました、これまでの取り組みの状況等についての御質問にお答えいたします。

現在、文化庁、茨城県及び同様のストーリーを展開できる関連市町村と担当者のレベルで協議を開始するとともに、既に認定された事例等の情報収集を行っております。なお、シャトーカミヤと同様のストーリーを展開できる関連先といたしましては、ワインに関する観光資源が充実している山梨県内の市町村等を候補としております。

次に、日本遺産認定に向けました庁内の取り組みの状況でございますけれども、これまでは文化財担当部門のみで情報収集や協議を行ってまいりました。しかし、議員御指摘のとおり日本遺産の申請には観光やまちづくり部門との相互協力、これが不可欠でございます。今後は、関係部門と密に連携を図っていく必要があると認識いたしております。

続きまして、日本遺産の申請の時期でございますけれども、日本遺産の申請につきましては、複数の市町村とともにストーリーを展開するシリアル型での申請を考えております。そのため同様のストーリー、これを展開できる関連する市町村との調整を十分に図る必要がございますが、平成29年から30年末までには申請を行いたいと考えております。

日本遺産申請につきましては、当然所有者でございますオエノンホールディングス株式会社の意向もございます。それについてお答えいたします。現在、文化財の担当課のみでこれは日本遺産申請に向けて取り組んでいる状況であるため、所有者の正式な意向は伺っておりませんが、担当者レベルによる協議においては前向きな方向で検討していただいていると認識いたしております。今後、ストーリーの内容を詰めるとともに、共同申請を目指す市町村等との調整を図りつつ、所有者の正式な同意も得てまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（市川圭一君） 守屋常雄君。

○12番（守屋常雄君） どうもありがとうございます。

先日、新聞紙上で根本市長が県庁を訪ね、知事にシャトーカミヤの修復が完成した旨の挨拶をされているシーンが紙上に載っていましたが、ぜひ日本遺産認定決定記者会見の様様を遠くから見たいなど、私は熱望しております。市長の思いが何かあれば、お答えいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 守屋議員の御質問にお答えします。

シャトーと言えば、私たち小学校のころ必ず遠足の定番でございました。私たちの家、わらぶき屋根の多くの家がございます中にあるレンガの建物、すごく今でも「すごいな」「すごい建物が牛久にあるんだな」と、それがまさしく色あせることなく現在も存続していることは、

大変うれしく思っております。牛久シャトーと言えば、明治36年に建ったことはその後知ったことでありますが、開設者の神谷伝兵衛氏は牛久シャトーのほかにも千葉県稲毛において国有形文化財に指定されている別荘、そして神谷バー、電気ブランなど多くのものを後世に残しております。

神谷伝兵衛氏の最大の遺産牛久シャトーはワインづくりの発祥の地で、ことしもレガームを牛久市ではつくりました。それを、この前知事にも飲んでいただき「どうですか」と聞いたときは、「まだまだ若いな」と言われました。ワイン通の知事にも「もうひとつ、またしっかりつくらなきゃなりませんね」という話をいただきました。そういうことで、茨城県の知事もとよりさまざまな人から、ワインづくりや小売のアイデアが私のところに寄せられてございます。国内ばかりじゃなく、今イタリア、それからオーストラリアのほうからも「どうだ」という話も聞いておりますので、まだまだグローバルなワインづくりが一層牛久市でも行われるのではないかと思います。

やはり、人の広がりには未来の可能性を広げてまいります。シャトーが日本遺産となれば、一層たくさんの方がまちづくりに臨むことができます。シャトーの日本遺産指定は、牛久市民に大きな夢を見せてくれると確信しております。

○議長（市川圭一君） 守屋常雄君。

○12番（守屋常雄君） 市長、みんなで頑張っていきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いたします。

大変ありがとうございました。今回は、雨水管とか下水管の埋設状況とか、公園整備と生活に直結するインフラ整備等について調査した件につき御質問したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

いずれにしても、消費税10%への引き上げが延びることになりました。ますます使えるお金が少なくなる事態になっていきます。また、舛添問題等政治への不信感もふえてくると思います。我々政治に携わる者の責任は、ますます重くなってきます。ですが、びびらずに行動していきたいと思っております。

御清聴ありがとうございました。以上で終了させていただきます。

○議長（市川圭一君） 以上で守屋常雄君の一般質問は終了いたしました。

次に、15番石原幸雄君。

〔15番石原幸雄君登壇〕

○15番（石原幸雄君） 改めまして、おはようございます。石原幸雄でございます。

ただいまより、通告に従いまして4点8項目にわたる一般質問を行います。

まず第1点目といたしまして、東部地域における公共交通の抱える課題の解消についてお尋

ねをいたします。

御承知のように、小坂団地を除く東部地域においては、民間のバス会社による定期バス路線の廃止や、本市のコミュニティバスの運行除外により現在は公共交通の代替手段としてNPO法人による過疎地有償運送事業が実施されております。

しかしながら、現行のNPO法人に認められた過疎地有償運送の送迎の範囲は、牛久市内については全般の送迎が認められているものの、隣接の龍ヶ崎市と阿見町への送迎についてはタクシー業界等の要望や事情を考慮し、済生会龍ヶ崎病院と東京医科大学附属霞ヶ浦病院に限定されていることから、「隣接市町村については、なぜこの2カ所の病院しか送迎が認められないのか。これでは希望するところに行けないので、意味がないのではないのか」などの不満の声地域住民や利用者の多くから聞かれるのであります。それゆえ、この部分をいかに解消するのかが、東部地域における公共交通の抱える課題であると認識をいたしております。

ところで、さきの3月定例会市議会における本市と隣接の自治体とのコミュニティバスの相互乗り入れにかかわる私の質問に対する答弁は、「この件については、専門の担当課で相互乗り入れに向けて検討をしていく」との趣旨でありましたが、今後は道路運送法施行規則第9条の2に規定されている地域公共交通会議等で本件が議論されていくものと認識をいたします。

そこで、本市と隣接の市町村とのコミュニティバスの相互乗り入れの実現に向けて開催される今後の地域公共交通会議等においては、東部地域における公共交通の抱える課題の解消に努める意味で東部地域から龍ヶ崎市及び阿見町への乗り入れの路線を設けること、その運転業務を現行のNPO法人に委託することなどを検討するべきであると考えておりますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 石原議員の東部地域の抱える公共交通の課題の解消につきましての御質問にお答えいたします。

コミュニティバスかつば号の近隣自治体との相互乗り入れにつきましては、第1回定例会にて答弁いたしましたが、現在の進捗状況について御説明いたします。近隣市町村との広域連携におけるコミュニティバスの相互乗り入れにつきましては、通院や生活圈域が近隣市町村にもある地域が、市内には一部存在すると認識しております。広域的な交通手段の確保は、重要な課題であると考えております。

隣接するつくば市では、下妻市、桜川市、筑西市の3市とともにコミュニティバスの相互乗り入れなど、つくば市を中心とした広域公共交通ネットワーク構築を図るための公共交通網の広域連携を図る検討会議を設置いたしました。この会議は、さらに常総市が加わることも決定しておりまして、牛久市もオブザーバーで参加しております。

また、今年度茨城県は広域的な公共交通ネットワークの構築を目的に、県内を4ブロックに分けて地域公共交通確保対策事業による協議会を設置しまして、本市が加盟している協議会の構成市町村は稲敷広域市町村圏事務組合の7市町村で構成しております。そして、さきの守屋議員の御質問にも答弁しましたとおり、圏央道北東エリア連携交流協議会とあわせて今後はこれら3つの協議会において広域的な公共交通ネットワークの構築の調整を図ってまいります。

今後、広域的な公共交通網形成の際に、現在過疎地有償運送を行っているNPO法人への委託等の御提案ですが、公共交通事業をNPO法人に委託するには、法的な定め資格要件があります。現状での委託は大変難しいと思われまます。ただ、今後NPO法人が受託要件を満たせるような団体となれるように連携をとりながら、協議を進めていきたいと考えております。

なお、今年度に策定予定の牛久市地域公共交通網形成計画にも、現在過疎地有償運送の維持、改善につきまして記載予定がございます。デマンド方式で実施されているこの事業の存続は、東部地域の公共交通体制のかなめと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 石原幸雄君。

○15番（石原幸雄君） 今部長のほうからるる答弁がありましたが、それでは今後の東部地域における公共交通を考える際、当然現行のNPO法人の位置づけというもののはどのように考えたらいいか、再度のお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） やはり、東部地区において過疎地有償運送というのは大変重要な部分であると思っております。仮に地域間の乗り入れがあったとしても、過疎地での有償事業は重要であると思っておりますので、今後も継続しながらいろいろな法的なことをクリアできるように、NPO法人のほうと一緒に進めていきたいと思っております。

○議長（市川圭一君） 石原幸雄君。

○15番（石原幸雄君） それでは、再度相互乗り入れについて、いま一つ伺います。これからいろいろと検討していくということでありましたけれども、具体的な乗り入れ先というのはどのように考えているのか。現時点でわかっていることがあれば、お示しを願いたいと存じます。

○議長（市川圭一君） 政策企画課長柳田敏昭君。

○政策企画課長（柳田敏昭君） 現在考えておりますのは、牛久市と隣接しております龍ヶ崎市の、稲敷市、阿見町、つくば市、これらを考えております。

○議長（市川圭一君） 石原幸雄君。

○15番(石原幸雄君) 今の4市町については、具体的にはそれではいつくらいにその乗り入れを実現しようというふうに考えているのでしょうか。

○議長(市川圭一君) 政策企画課長柳田敏昭君。

○政策企画課長(柳田敏昭君) 具体的な時期についてですけれども、今年度協議を始めたばかりでございます。具体的な時期については、今後の検討課題とさせていただきたいと思いません。

○議長(市川圭一君) 石原幸雄君。

○15番(石原幸雄君) それでは、その4市町が変更になるということはないのでしょうか。さらに広域的に広げるとか、そういうふうなことを考えてはいないのでしょうか。確認の意味でお尋ねをいたします。

○議長(市川圭一君) 政策企画課長柳田敏昭君。

○政策企画課長(柳田敏昭君) 単独市町村との相互乗り入れだけではなく、広域的な運行も含めて検討してまいりたいと思っております。

○議長(市川圭一君) 石原幸雄君。

○15番(石原幸雄君) それでは、次に第2点目といたしまして、商工行政について4項目のお尋ねをいたします。

まず初めは、企業誘致専門の担当部署の復活についてであります。申し上げるまでもなく、長引く不況や景気の低迷により工場新設等に象徴される企業の設備投資が手控えられており、その意味でいずれの自治体も企業誘致が容易ではないと承知をいたしておりますが、上場企業全体を例にとれば将来への備えとして、およそ300兆円もの内部留保金を抱えていると聞き及んでおります。

一方、本市は企業誘致を進める上で、基本的にはこれまでオーダーメイド方式を採用してまいりましたが、この方式は待ちの姿勢の印象が強だけでなく、設備投資等についての企業側のニーズの把握も容易ではないと考えます。それゆえ、本格的な企業誘致の実施に向けて、本市としてより積極的な姿勢を打ち出す必要があると存じますが、そのためにはこちら側から企業側に出向き、本市の宣伝とともに企業側のニーズをしっかりと把握することが極めて肝要であると判断をいたします。

そこで、かつて本市に存在していた企業誘致課等を復活させて、誘致活動に真摯に取り組むべきであると考えておりますが、この件についてはどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長(市川圭一君) 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長(中澤勇仁君) それでは、企業誘致専門の担当部署につきましてお答えをいたし

ます。

企業誘致の専門部署は、平成19年度から平成23年度まで企業誘致課がございましたが、平成24年度からは商工観光課に統合し、現在に至っております。企業誘致につきましては、第3次総合計画の第5章第1節に「主要事業」と位置づけ、圏央道の成田までの延伸によりまして企業誘致の推進の重要性について十分認識はしております。

今後、企業誘致の推進に当たりまして、現体制では十分な対応がとれなくなることが見込まれる場合につきましては、担当課の新設も含めて検討し、企業誘致体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（市川圭一君） 石原幸雄君。

○15番（石原幸雄君） 続きまして、本市への進出企業に対する優遇措置の見直しというものについてお尋ねをいたします。

御承知のように、本市は現在工場等の新設により本市に進出をしてきた企業に対して、優遇措置として3年間の固定資産税の減免を実施しております。しかしながら、この制度は他の多くの自治体が採用している制度であることから、本市に工場施設等の新設を検討中の企業にとっては特に魅力を感じる制度ではないと思うのであります。それゆえ、本市が今後本格的な企業誘致を行うためには、企業側が本市を進出先として選択できるような思い切った優遇措置を講じる必要があると判断をいたします。

具体的には、現在の3年間の固定資産税の減免措置を倍の6年間であるとか、あるいは10年間の長期とするなど、他の自治体との差別化を図る制度に改めるべきであると考えておりますが、この件についてはどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 経済部次長小川茂生君。

○経済部次長（小川茂生君） 進出企業への優遇措置の見直しについてお答えいたします。

牛久市では、進出企業への優遇措置として、市内に新設または増設した製造業や運輸・情報通信業の事業所を対象に、固定資産税及び都市計画税相当額を奨励金として3年間交付すること、及び工場敷地内に設ける緑地の割合を定める緑化率の緩和措置を行っております。当市に進出している企業からの聞き取りなどによりますと、企業が進出を考える際には奨励金だけを考慮するわけではなく、関連企業や取引先からの距離や従業員の確保、道路などの整備状況など多様な面から判断していると伺っております。

御質問の当市の奨励金につきましては、交付の条件に雇用人数を求めていること、交付額に上限がないこと、都市計画税も対象としていることなどが特徴となっております。この点から、近隣の市町村の奨励金の状況を見ますと、雇用人数で条件がつけられているものや奨励金額に上限があるもの、2年目以降は半額になるものなど制限が設けられているところが多く、

当市の奨励金制度は企業から見て他市町村と遜色のないものとなっていると考えております。また、奨励金の対象には償却期間が10年未満の償却資産が多く含まれており、交付期間を長期化しますと償却資産にかかる固定資産税の大部分を交付してしまうということになります。これは、企業を誘致する目的の1つである税収の確保の面において、市にとってのメリットが小さくなってしまいます。

今後につきましては、企業誘致に関する最新の情報を把握するとともに、進出を考えている企業にとってより魅力のある優遇措置となるよう、他市町村の動向も注視しつつ企業誘致に取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 石原幸雄君。

○15番（石原幸雄君） 今御答弁をいただきましたが、そうしますと結論から言って、この税金に関する優遇措置というものは検討はしないというふうに理解してよろしいですか。

○議長（市川圭一君） 経済部次長小川茂生君。

○経済部次長（小川茂生君） 石原議員の御質問にお答えいたします。

税金のみの優遇措置ということではなくて、多方面の企業誘致の施策というものを考慮する中で、また今後の対外的なアピールという意味では県の圏央道沿線地域産業文化交流活性化協議会ですか、こちらと連携した中での東京や大阪等のイベント、こちらにも参加をしておりますが、こういった中で対外的なアピールもし、また企業に対しましては既に進出している企業に対しましてはそのフォローアップ事業ということで、県や開発公社などと市内の企業に訪問し、それぞれの希望や動向というものを把握していくといった中でそれぞれの企業に対応していくということを考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 石原幸雄君。

○15番（石原幸雄君） 今の答弁ですと、「税金の面だけではないほかの要素も加えたところで検討をしていくので、御理解を願いたい」というふうに理解をいたしましたけれども、これは大事なことですので市長に見解をお伺いしたいと思います。

市長は、企業誘致に対する優遇措置については、基本的にどのようにお考えでしょうか。特に税金の面について、御見解があればお示しを願いたいと存じます。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 工場誘致については、私もトップセールスとしてこれからもやっていきたいと思っています。また、その収入の措置でございますが、これは全体のことを考えまして慎重に言わなければならない。私、誘致のためには多少のそういうものの経費といいますが、そういう負担はしてもいいんですが、どこでどういうことをどういう場で使うか、タイムリー

な使い方、これも必要じゃないかと思っています。財政状況を見ましてからのいろいろな話になるかなというふうな、次長からの話でもありました。ただ、私はその状況によってはこれからの牛久のためになれば、多少の散財は可能なのかと考えております。いろいろな状況を鑑みながら、これから検討してまいります。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 石原幸雄君。

○15番（石原幸雄君） 今市長から、大切な答弁がありました。状況を見ながら、場合によっては税金の優遇措置も考えるというふうに理解をいたしました。その点よくわかりましたので、今後その点を踏まえて対応をしていただきたいというふうにお願いをいたしたいと存じます。

さらに、それでは企業誘致の一環として、本市独自の東京事務所の設置についてお尋ねをいたしたいと存じます。

御承知のように、現在本市は1名の職員を茨城県の東京事務所に出向をさせて、さまざまな情報の収集に従事させていると存じますが、このスタイルでは把握した情報が茨城県などと競合する場合や、特にその情報が企業誘致にかかわるものである場合には、茨城県などに情報の先取りをされる可能性も考えられるなどのデメリットが指摘されていることから、つくば市のように市独自の東京事務所を構えている自治体も見受けられるのであります。

そこで、本市としても本格的な企業誘致の一環として本市独自の東京事務所を設置し、経団連等の団体や個別の企業訪問を通じて本市への企業誘致に努めるべきであると考えておりますが、この件についてはどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） ただいまの本市の東京事務所を設置してはとの御質問にお答えいたします。

企業誘致や定住促進を図るために東京事務所を設置し、牛久市のPRを行っていくメリットは非常にあると思われまます。しかしながら、東京事務所の設置・運営のコストを考慮しますとデメリットの部分も大変大きく、現状での設置は難しいと考えております。当市の人口を増加させるためには、雇用を生むことが必要でございます。企業誘致のためのシティセールスは重要であると思われまますので、今後は都内イベント等にも積極的に参加しまして、東京へのPRを継続して行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 石原幸雄君。

○15番（石原幸雄君） 今の部長の答弁ですと、現状では難しいということのようでありま

すが、それでは将来的にはどうなのでしょう。全く考えないということで理解をしているのか、それともそういうことではなくて、環境を整えば考えてもいいというふうに理解しているのか、どちらでしょうか。

○議長（市川圭一君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） ただいまの再度の御質問にお答えいたします。

現在、市町村で東京事務所を設置しているのは、つくば市さん1市となっております。ここでつくば市さんの経費を見ましても、家賃だけでも年間で2,600万円ほどかかっております。必要経費として約3,000万円ほどかかっているんですが、人件費等を含めると5,000万円以上のかかなりの高額となっております。こういったことを考えますと、なかなか今の時点での東京事務所の設置というのは、困難かと思われま。

今後、情勢が変わって必要性があるというのであれば、検討していかなければならない課題だと思っております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 石原幸雄君。

○15番（石原幸雄君） 今つくば市の東京事務所の年間の経費が示されましたが、それはどうでしょう。ちょっと矛盾するような言い方になるかもしれませんが、つくば市と合同で事務所を構えるということを検討してはいかがでしょうか。どう思いましょう、そのことについては。

○議長（市川圭一君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） そうですね、つくば市さんの意向等もございますので、検討していきたいと思います。

○議長（市川圭一君） 石原幸雄君。

○15番（石原幸雄君） 今部長から、大変大事な答弁が出ました。「検討する」と言っただんですが、市長、いかがですか。これはやはり、市の最高責任者である市長に答弁を求めたいと思います。いかがでしょうか。つくば市と合同で事務所を設けること、もしくは本市独自の東京事務所を設けること、それについて市長はどのようにお考えでしょうか、お答えをいただきたいと存じます。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） まずもって、私は市のトップセールスマンであります。そういう観点でもって、さまざまなこれからの東京のどこでも、あれば私は行くつもりで、東京ばかりじゃなくて日本全国どこでもチャンスがあれば私は行きます。ただ、そこにおける経費とかそういうのがかかるとき、やっぱり先ほど部長が言っていますが検討も必要ではないかと。でもた

だいろいろな地域との、先ほどつくば市さんがありましたけれども、やっぱり地域の連携でもってやるのも1つの方法なのかなという、農業振興につきましてはそのような大きな観点でもって私はこれからもいろいろなトップセールスマンとしての仕事を頑張りたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（市川圭一君） 石原幸雄君。

○15番（石原幸雄君） 了解をいたしました。

それでは、これら3件の企業誘致の問題とあわせて、このハートフルクーポン券の使用対象についてお尋ねをいたしたいと存じます。御承知のように、10%のプレミア部分に市税が充当されているハートフルクーポン券については、本市の委託により今年度から発売窓口が当初の牛久市商工会に戻されたことは、論をまたないところであります。その一方で、ハートフルクーポン券の使用対象を調査したところ、これまでは酒・米・ガソリン・灯油・ガスなどの日常生活用品が圧倒的に多く、これでは地場産業を振興するというハートフルクーポン券の本来の目的から逸脱しているのです、この点が改善をされてしかるべきであるとの指摘がなされているのであります。

ところで、今年度以降のハートフルクーポン券の発売要項については、委託先である牛久市商工会で決定されたと聞き及んでおります。それゆえ、本市としては牛久市商工会で定められたハートフルクーポン券の発売要項中に、これまでどおり酒・米・ガソリン・灯油・ガスなどの日常生活用品が使用対象として含まれている場合には、地場産業振興の観点からこれらを使用対象から除外するよう行政指導をすべきであると考えるのでありますが、この件についてはどのようにお考えでしょうか。あわせてお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 経済部次長小川茂生君。

○経済部次長（小川茂生君） お答えいたします。

ハートフルクーポン券は、平成24年度から昨年度まで牛久市観光協会が発行しておりましたが、今年度から再び牛久市商工会が行うこととなりました。ハートフルクーポン券は、市内の消費需要を創出し、市内商業を活性化することを目的としており、できるだけ多くの店舗や多くの品目でハートフルクーポン券が利用できるよう取り組んでいるところでございます。ハートフルクーポン券の利用により、消費者が市内の各店舗に足を運びきっかけとなることで各店舗の販売促進はもちろんのこと、市内での消費活動が活発化し、市外への流出を食い止めることになると考えております。

議員御指摘のように、一部品目において利用を制限することは、これらの効果を限定することになること、また日用品は利用品目の上位を占めており、利用できる店舗や品目の減少によりハートフルクーポン券の魅力が薄れ、市内の消費需要と商業の活性化にブレーキがかかるこ

とにつながるのではないかと懸念されます。

以上のことから、現時点では品目を限定することは考えておりません。ハートフルクーポン事業の実施に当たりましては、多くの市内事業者に経済効果が及ぶとともに、消費者にとっても利用しやすいものとなるよう商工会と緊密に連携してまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 石原幸雄君。

○15番（石原幸雄君） 今次長の答弁ですと、現時点では品目の制限は考えていないということでありましたが、これはそうしたら次長、将来的にはどうなんでしょうか。

○議長（市川圭一君） 経済部次長小川茂生君。

○経済部次長（小川茂生君） 石原議員の再度の御質問にお答えいたします。

先ほど答弁いたしました、このハートフルクーポン券の目的の大きなものが各店舗の販売促進と市内商業の活性化というところです。さらに、日用品というものはやはりハートフルクーポン券を利用する方が最も多く利用するものということで、過去の販売実績においてもあらわれておりまして、こういった中では現在ということでお答えは申し上げましたが、今後も日用品の利用というものを制限するものではないと考えております。

○議長（市川圭一君） 石原幸雄君。

○15番（石原幸雄君） それではこの件に関して、関連でもう1点だけお尋ねをいたします。

これまで、このハートフルクーポン券については購入者の限定、特に牛久市の税金が使われていることから私は以前にも申し上げたんですが、市民に限定すべきじゃないかというふうな議論をしたことがございます。この点について、今後は市民に限定するかしらないか、その点についてはどのように考えているのでしょうか。改めてお尋ねをいたしたいと存じます。

○議長（市川圭一君） 経済部次長小川茂生君。

○経済部次長（小川茂生君） 再度の御質問にお答えいたします。

市の税金を投入した中での交付金の支出というところでは、確かに市民に限定するべきだというお話も理解できる部分はございますけれども、実際に市民に限定というところで、逆に市内の商店への流入、他市町村の市民の方が牛久市のハートフルクーポン券を利用して市内のお店を利用していただけるという部分がございます。また、昨年度は国の交付金を使った事業の中で多くの近隣市町村が地域振興券ですか、こういったものを発行していたわけですが、今年度についてはその助成金がなくなった部分で、かなりの市町村がこういった振興券を発行しなくなっているという部分を聞いております。こういった中では、やはり牛久市が継続して平成24年度から行っているこのクーポン券というものを、限定することなく販売していくということが大事なのかなと思っております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 石原幸雄君。

○15番（石原幸雄君） 今るる答弁をいただきましたが、先ほども申し上げましたように発売要項については、聞くところによりますと商工会のほうでつくられたというふうに聞いております。執行部として把握しているのかどうかお示しを願いたいんですが、商工会の要項の中には購入対象者についてはどのような決まりというか要項が定められているのか、お示しを願いたいと存じます。

○議長（市川圭一君） 経済部次長小川茂生君。

○経済部次長（小川茂生君） お答えいたします。

今年度のハートフルクーポン券の実施要項は私の手元にもございますけれども、こちらには対象というものは特に絞られていないと、対象を絞っているという記述はございません。また、品目についても絞るという記述はございません。

以上です。

○議長（市川圭一君） 石原幸雄君。

○15番（石原幸雄君） ちょっとそういたしますと、くどいようでございますけれども使用対象並びに購入者等について、特に今後行政指導をするお考えはないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（市川圭一君） 経済部次長小川茂生君。

○経済部次長（小川茂生君） 商工会に対して行政指導ということでございますが、当然のことながら交付金の支出先ということで、市が商工会に対してそのハートフルクーポン券の事業の実施状況を確認していくというのは当然のことでございますけれども、その中で対象を絞っていくということの指導ということは現在考えておりません。

○議長（市川圭一君） 石原幸雄君。

○15番（石原幸雄君） 改めて伺います。購入対象についてはいかがでしょうか。

○議長（市川圭一君） 経済部次長小川茂生君。

○経済部次長（小川茂生君） 購入対象に対しましても、近隣市町村の振興券を市内に限定しているという事実も把握してございませんので、この点についても商工会に対して指導することは考えておりません。以上です。

○議長（市川圭一君） 石原幸雄君。

○15番（石原幸雄君） それでは、ハートフルクーポン券について金額について確認をしておきたいと思います。

たしか今年度は6億円というふうに認識をしておりますけれども、この数字は今後どのよう

に変化するのか。来年以降も6億円でいくのか、それとも少ない数字になるのか、もっとふやそうとか、その辺についてはどのように考えているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 経済部次長小川茂生君。

○経済部次長（小川茂生君） 御質問にお答えいたします。

今年度の販売額は前期2億円、全体では6億円を予定しております。今後の販売額につきましては、現時点で今後ふやしていくのか減らしていくのかということはお答えできませんけれども、商工会と協議の上決定していきたいと思っております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 石原幸雄君。

○15番（石原幸雄君） それでは、次に第3点目といたしまして、農業関連行政について2項目のお尋ねをいたします。

まず初めは、東部地域への農産物の直売所等の設置についてであります。申し上げるまでもなく、農産物等の直売は近年道の駅等で盛んに実施されており、隣接の阿見町では2019年度の開業を目指して、同町の追原地区に道の駅を設置する計画が進められている一方で、龍ヶ崎市でも牛久沼付近に道の駅を設置する計画があると聞き及んでおります。

しかしながら、「道の駅が設置される間隔は、おおむね10キロメートルを目安とすべきである」との方針が国土交通省から示されていることから、阿見町と龍ヶ崎市とに道の駅が設置されれば本市内にこれを設置することは困難であるだけでなく、阿見町に設置予定の道の駅の運営について「本市と阿見町とで共同運営をしてはどうか」との私の提案に対する執行部の答弁も否定的であったことを踏まえると、本市は道の駅の設置には関心が薄いと判断をいたします。

ところで、本年4月23日の総代会において、JA龍ヶ崎牛久東部支所の業務が平成29年3月31日をめでに終了し、同地からは撤退をするとの方針が決定されたと認識をいたしておりますが、JA龍ヶ崎牛久東部支所の敷地は借地であることから、JAの撤退後の跡地の有効活用を求める声が地域住民の間から聞かれるのであります。

そこで、同地の有効活用策の一環として、この際本市が100%出資する牛久グリーンファーム株式会社が同地を借り受け、農産物等の直売所の設置を検討してはいかがでしょうか。その理由は、同地が県道美浦栄線と市道7号線との交差点に隣接し、桂工業団地や阿見町内の大型商業施設や場外馬券売り場などへの車両の往来が極めて多い路線沿いに位置しており、同地に農産物等の直売所が設置されれば多くの集客を期待できるからであります。東部地域への農産物等の直売所の設置についてはどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうから、ただいまJA竜ヶ崎牛久東部支店、中央の信号のところの建物でございます。当該地は借地でございます、撤退後はJA竜ヶ崎が更地に戻して地権者に返還すると聞いております。民地でありますので、行政がどうだ、こうだということは差し控えたいと思います。ただ、地権者からいろいろな御相談があったときは、いろいろな話をする用意しております。

そのような仮定の上ではございますが、農産物の直売所について詳しく調査したところ、現在牛久市には全農いばらきが経営する「ポケットファームどきどき」、昨日のイベントでは約1,000の人が入場したということでございました。また、みずほの村市場のFC牛久店、また近隣にも多くの農産物直売所がございますが、しかしながら聞くところによれば農産物直売所は飽和状態であり、直売所の競争も激しく、出店者・生産者の確保や魅力あるバリエーション豊かな商品の供給、何よりも貴重な売り上げの確保等、決して運営は容易でないという状況が現実でございます。

直売所には、生産者みずから決められたスペースに農産物を陳列し、売れ残ったら持ち帰るというシステムになっております。このような自主管理が不可能な生産者には出店が難しく、また生産してもスペースによっては全量陳列できず、売れ残れば無駄になってしまうことから、市場やJAに出荷する生産者にとっても負担がふえる割には収益が上がらない等、敬遠されている傾向があることも事実でございます。

現在、牛久市では市営青果市場が庭先集荷と称して、高齢化や交通手段がないという理由で市場や直売所に自力で出荷できない生産者を訪問し集荷することにより、生産された野菜を学校給食を含め、無駄なく流通させております。特に高齢者の生産者には大変喜ばれており、量も年々増加し、現在では市場取り扱い額の約40%まで占めることになりました。

また、数年内に龍ヶ崎市と阿見町に「道の駅」の建設が予定されております。近隣市町村とも連携し、どちらの直売所においても牛久農産物の供給等を検討しているところでございます。

仮にJA竜ヶ崎撤退後、市で借用して農産物直売所の土地活用を検討する場合には、農産物直売所の運営母体を牛久市直営、生産者組合、牛久グリーンファーム株式会社、民間運営委託等も含めてどうするのかについては、慎重な議論が必要となっております。

市としましては、現段階では今後の直売所事情の変化や近隣市町村との連携について、より多くの情報を収集し、地域の活性化につながるよう十分に調査検討したいと思います。行政、それからJA、地権者、私はあの地においてコンパクトシティーのコンセプトにおいても学校、福祉、スポーツ施設、そしてこの商業施設など総合的に考えれば、あの地のさらなる活性化は行われると私は確信しております。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 石原幸雄君。

○15番（石原幸雄君） 今市長の答弁によりますと、JA竜ヶ崎牛久東部支所の跡地利用については、地権者から相談があれば行政として耳を傾けることもやぶさかではないというふうに理解をいたしました。それでは市長、改めてお尋ねをいたしますが、地権者等から「農産物の直売所等を設置したいが、市として協力をしてもらえるのか」というような依頼というか相談があった場合、市としてはどのように対応をされるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私は、前向きに検討したいと思います。やっぱりあの地域の活性化というのは、非常に大きな問題でございます。私は農産物ばかりじゃなくて、ポケットファームどきどきは1日に約1,000人。というのは、あそこでバーベキューをやったりいろいろなことをしているということで、そういう集客があったと聞いています。ですから、今からのいろいろな選択肢の中にも直売所もありましょうが、そのようなイベントをする場所も結構土地が広がりますし、また駐車場にしても牛久のグラウンド奥の駐車場もでございます。そういうものを総合的にしながら、あの地域活性化のために私はいろいろな御相談、そして協力する気持ちでございます。

○議長（市川圭一君） 石原幸雄君。

○15番（石原幸雄君） それでは続きまして、耕作放棄地の有効活用策についてお尋ねをいたします。

御承知のように本市には、約650ヘクタールの田んぼとおよそ1,350ヘクタールの畑との合計でおよそ2,000ヘクタールの農地がありますが、いわゆる遊休農地に関する農林水産省の新しい判断基準によれば、そのうちのおよそ146ヘクタールが耕作放棄地として荒廃しております。その一方で、先ほども言及いたしました牛久グリーンファームは耕作放棄地の解消を目的の1つに掲げ、耕作を放棄されたおよそ10ヘクタールの農地の耕作に努めているものの、さまざまな事情により本市の耕作放棄地の解消は容易には進まないことから、この問題が農政上の大きな課題の1つとなっていると思うのであります。

ところで、本年2月6日の新聞には、耕作放棄地の解消に係る特に注目すべき記事として、「農山漁村再生可能エネルギー法の活用による太陽光発電施設の設置事例」が掲載されております。すなわち、この法律によれば「事業者が地元自治体等に地域農業の発展への貢献計画を示し、それが認められれば、これまで原則として転用が認められなかった第1種農地についても、太陽光発電事業用地としての転用が可能となるかわりに、事業者は自治体や地権者などと地元協議会を立ち上げ、農業活性化の費用として売電収入の一部を協議会に提供する」という仕組みであります。

また、「この法律の活用事例として、現在取手市と小美玉市においてメガソーラー施設の建設計画が進められている」とのことですが、この仕組みは将来的に活用が困難である耕作放棄地等の未利用地の利用拡大につながるとの期待が多くの自治体から寄せられているとも聞き及んでおります。

そこで、本市においても耕作放棄地の解消策として、農山漁村再生可能エネルギー法による太陽光発電施設の設置計画の積極的な受け入れを検討すべきであると考えておりますが、この件についてはどのようにお考えでしょうか。あわせてお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 経済部次長小川茂生君。

○経済部次長（小川茂生君） 石原議員の耕作放棄地の解消策となる農山漁村再生可能エネルギー法の活用についての御質問にお答えいたします。

農山漁村再生可能エネルギー法は平成26年5月1日に施行され、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電促進により地域の活性化を図るとともに、エネルギーの供給源の多様化に資することを趣旨としております。

牛久市は県内初のバイオスタウン構想を掲げ、全国で8カ所あるバイオマス産業都市の1つにも認定されており、廃食油からバイオディーゼル燃料の製造、廃木材から木質ペレットの製造をするなど、早くからエネルギーの地産地消にも取り組んでまいりました。

議員御指摘のこの法律は発電設備に特化したもので、近隣では取手市や小美玉市でこの法令を活用し太陽光発電設備を設置して、耕作放棄地の解消をした事例がございます。両市では、第1種農地を転用して設置された太陽光発電の事業者から売電収入の一部を協議会が受け取って、農水路の整備や耕作放棄地の草刈り、担い手の育成などに充てるとしてあります。

牛久市は、耕作放棄地解消策として大規模農家に農地の集積をしたり、耕作放棄地は農地バンクに登録し新たな担い手に貸し出しするなどし、農地として耕作できるよう進めてまいりました。この制度を利用して、牛久グリーンファーム株式会社が耕作放棄地を借り受けて農地に再生する方法をとっております。

今後は民間事業者の協力も得ながら、議員御指摘の農山漁村再生可能エネルギー法の内容もよく吟味しながら、多様な耕作放棄地対策を慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 石原幸雄君。

○15番（石原幸雄君） それでは、最後に第4点目といたしまして、今後の公立図書館のあり方についてお尋ねをいたします。

申し上げるまでもなく、本市には公立図書館として平成5年4月に供用が開始され、現在の蔵書数がおよそ32万冊、平成26年度の年間の利用者数がおよそ37万人、貸し出し件数が

6 2 万件、そして利用登録者数がおよそ 7 万人という立派な中央図書館が存在をいたします。しかしながら、現在の中央図書館はインターネットや携帯電話等の情報媒体の普及により、本来の目的である読書や図書の貸し出し、あるいは事象の調査及び研究等のために利用されることよりも、むしろ定年退職者などを中心とする出会いや憩いの場として利用される傾向が極めて高くなっていると思うのであります。

一方、近年公立図書館の管理運営を書籍販売を手がける民間企業に委託する自治体が見受けられますが、その企業は図書の貸し出し等の本来の目的よりも、書籍の販売やレストランなどの併設に象徴されるように、利益の追求を重視する管理運営を続けたことから市民から苦情が出され、結果として委託を取りやめる自治体も見受けられたことは、記憶に新しいところであります。

ところで本市の中央図書館には、書籍や雑誌及び新聞等のあらゆる資料を整備したり分類したりして、図書館の利用者が欲しいものを見つげられるようにしておくことを専門的な仕事とする図書館司書が、男女合計で 1 4 名存在すると聞き及んでおりますが、利用者からは司書の中には欲しい書籍等の場所を聞いても反応が鈍い人も見受けられる。また、司書の人数も十分なのかとの疑問を感じる声や苦情が聞かれるのであります。それゆえ、今日が情報化社会であることを踏まえながら、図書館の利用者のニーズにより迅速に、よりの確に答えるためには、専門職である図書館司書の資質の向上や増員が不可欠であると判断をいたします。

そこで、改めてお尋ねをいたします。今後の公立図書館のあり方として、中央図書館の図書館司書の資質の向上や増員を早急に検討すべきであると考えておりますが、この件についてはどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 石原議員の御質問にお答えいたします。

図書館には、専門職である司書が 1 4 名、常勤職員が 3 名、NPO 法人リーブルの会の会員が 5 6 名勤務をしております、総勢 7 3 名で図書館を運営しております。勤務体制につきましては、開館時間が午前 9 時から午後 9 時までの 1 2 時間、土日祝日も開館しておりますので、司書につきましては早番と遅番の 2 交替制、リーブルの会の会員は早番と中番、遅番の 3 交替制のシフト性となっております。

司書の業務につきましては、調べ物などの学習支援や図書資料の収集・整理・保存などの専門業務を担っております。利用者サービスに関しては、今年度から新たに利用者サービスを担当するチームを組織いたしまして、これまで以上にさらに利用者の立場に立ったサービスが提供できるように改革を行ってまいりたいと考えております。また、司書の研修につきましては、県立図書館などが主催する研修会への参加はもとより、自主的な研修会も企画・実施をいたし

まして、さらに司書の資質向上に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。

なお司書の増員につきましては、今後の業務内容あるいは業務量を考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 石原幸雄君。

○15番（石原幸雄君） 以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（市川圭一君） 以上で、石原幸雄君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時40分といたします。

午前11時27分休憩

午前11時40分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に2番、秋山 泉君。

〔2番秋山 泉君登壇〕

○2番（秋山 泉君） 皆様、改めましてこんにちは。公明党の秋山 泉です。

これより通告に従って一般質問を行いますので、よろしく願いいたします。

大きな1番目の質問といたしまして、保育園の質と安全についてお伺いいたします。

政府が保育施設の受け入れ数をふやすなどの規制緩和策を打ち出す中、保育の質と安全に対する懸念の声が広がっております。定員や規模の拡大が進む保育現場では、以前から事故や虐待などのトラブルが相次いでいるためであります。国の調査では、保育園などの施設で死亡や重篤な事故で負傷した子供の数は1年間で340件以上、子供を失った親たちは「今対策を打たなければ、事故は繰り返される」と訴えております。事故の背景に何があるのか、子供を守るために何が必要なのか、知られざる事故の実態に迫り、今後の対策を考えることが重要となっております。

待機児童数が多いことから、ゼロ歳の方が入りやすいということで、ゼロ歳の保育を希望するという方がふえております。その中で、やはりゼロ歳・1歳・2歳は手がかかり、一つ一つのことが命にかかわるといふこともあります。先日も東京と大阪で認可外の保育施設でうつぶせ寝が原因と見られる死亡事故が起こり、1歳と1歳2カ月の男の子が亡くなりました。寝ているからと目を離していると、いつ呼吸がとまるかもしれません。また、遊びの中でも周りに危ないものがあれば、けがや誤飲することで窒息することも考えていかななくてはなりません。

そこでお伺いいたします。これまで保育園で起きた事故の内容と件数、そして対策をお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 御質問の安全への取り組みについてお答えいたします。

保育園において、治療に要する期間が30日を超える事故が発生したとして報告された事故は、平成27年には全国で344件あり、けがが342件、死亡事故が2件となっております。本市における事故件数でございますが、報告対象事案は過去5年間で、私立保育園で3件起きております。

具体的に申し上げますと、平成25年度に骨折事故が2件発生しており、これは2歳児が4人で「でんぐり返し」をしながら遊んでいたところ、児童1人がほかの児童の上に乗ってしまい、下になった男児が腕を骨折した事案と、さらに5歳児が3段重ねの「とび箱」を使って運動会の練習をしているときに、男児が着地した際に右肩を下にした状態でひねってしまい、骨折した事案であります。

平成26年度にも1件ございまして、これは5歳女児がテレビを見ていたときに、後ろの児童に体を押されテレビ台に顎を打ちつけ、切り傷を負ったものでございます。保育園では、すぐに医療機関を受診し処置を受けましたが、傷口が悪化してしまい完治に時間がかかったものでございます。

このほかに、国県への報告までに至らない切り傷、打撲等のけがにつきましては、平成25年度には公立保育園で11件、私立保育園4件の、15件。平成26年度には公立保育園で5件、私立保育園で2件の、計7件。平成27年度には公立保育園で3件の報告を受けております。

施設・設備の老朽化やふぐあいが原因の事故は起きておりません。また、公立保育園の報告件数が多いのは、市の施設であるため全てのけがについて報告を受けているためでございます。

事故の起きた園では、事故の検証と施設の点検をし、危険と認められるところはけが防止のガード等を取りつけたり、大型遊具では児童に遊び方やルールを伝えるとともに、保育士の見守る位置や体制を見直し、声かけをするなど再発防止に努めております。

今後とも安全面に留意して、子供たちを見守ってまいるところでございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 次に、食物アレルギーに関する事故についてお伺いいたします。

全国の保育所を対象に調査したところ、食物アレルギーのある子供に原因となる食材の入った給食を間違えて配ったり、間違えて食べてしまう事故が起きたと回答したのは、およそ1万

4, 000の保育所のうち30%という結果が出ております。そのうち、子供がじんま疹など実際にアレルギーの症状を起こしたというケースは11%に上ることがわかりました。

本市のこれまでの食物アレルギーに関しての件数と症状、そして対策をお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 食物アレルギーに関する事故についてお答えいたします。

平成25年度から平成27年度の3カ年で、市内の保育園全体でアレルギー児に対してアレルゲンの入った食材を提供してしまう等の事故が15件起きており、うち4件で顔が赤く腫れる等のアレルギー症状が出ております。平成25年度には私立保育園で6件発生し、アレルギーの内容といたしましては卵が4人、牛乳・乳製品と卵が1人、小麦が1人で、いずれも誤ってアレルゲンの入った食材を提供したことが事故の原因となっております。うち、1件でアレルギー症状を発症しております。

平成26年度には公立保育園で1件、私立保育園で2件の計3件の事故が発生しております。アレルギーの内容といたしましては、卵・甲殻が1人、エビが1人、卵が1人で、アレルゲンの入った食材を提供したことが原因であるものが2件、家庭より持参した食品にアレルゲンが含まれていたものを確認を行ったものが1件となっております。このうち2件でアレルギー症状を発症しております。

平成27年度には、私立保育園で6件発生しております。アレルギーの内容といたしましては、卵が4人、牛乳・乳製品と卵が1人、牛乳・乳製品が1人となっております。アレルゲンの入った食材を提供したことが原因であるものが5件、同じテーブルで食べていた児童の食材に触れたか誤って食べてしまったかは不明でございますが、発症した事例が1件ございます。

対策といたしましては、通常食とは別作業により、園児ごとにアレルギーの原因となる食材を完全除去した献立で誤りなく給食を提供するため、徹底した隔離作業を実施しながら調理を行うほか、調理員と児童に食事を食べさせる保育士双方への周知や、アレルゲンを表示した児童専用の食器や机を用意して事故防止に努めております。また、家から加工食品を持参した場合には、成分確認を必ず行っております。

アレルギーは、ショックから死亡につながる重大事故となる恐れがありますので、保護者とアレルギーに関する確認を密に行いながら、安全な給食提供を行ってまいります。

○議長（市川圭一君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 今後も、児童の安全のために市として力を注いでくださいますよう、よろしくお願いいたします。

待機児童の問題は、これまでには一部の人たちの問題とされてきました。しかし、ここ数年共働きが主流となり、切実な状況に置かれたお母さんたちが声を上げるようになり、社会問題と

して受けとめられるようになったのではないのでしょうか。

政府が実施する待機児童解消の緊急対策では、最低基準よりもたくさんの保育士を配置しているところに対し、基準ぎりぎりの人数まで子供を預かるように促すものもあります。国の児童福祉法の保育所最低基準の保育士の配置基準では、ゼロ歳児は3人に1人、1歳・2歳児では6人に対して1人、3歳児は20人に1人の先生の配置となっております。

ゼロ歳児は、はいはいやつかまり立ちもしますが、寝ている時間が大半だと思います。それに引きかえ、1歳・2歳児は個性もあられ、一人一人の発達のペースも違い、一番大変な年齢ではないのでしょうか。また、20人の3歳児を1人の保育士が保育をするというのも、非常に大変なことであります。国の基準の配置では、全ての児童に目を配るというのは不可能であり、事故につながる危険性も大きいと考えます。保育士も生身の人間であり、ストレスを感じることもあると思います。そのストレスの解消の矛先が子供に向けられたり、保育士同士のトラブルを引き起こすことだけは避けなくてはなりません。

本市は、今年度の予算特別委員会において「保育士の確保ができず、待機児童が出てしまった」と答弁をされましたが、あくまでも国の基準に基づいての数と考えます。待機児童をなくすための取り組みは評価しますが、事故の未然防止・保育士の負担軽減のためにも基準以上の人員の配置が必要と考えますが、今後の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 待機児童問題と保育士の配置基準の関係性についての御質問にお答えいたします。

待機児童の発生は、保育士の不足が大きな要因となっております。国では、保育の受け皿を拡大するため、国で定めた保育士の配置基準や施設の面積基準を上回る基準を設定している自治体に対して、基準を上回る部分を活用し1人でも多くの児童を受け入れるよう要請しております。御質問のとおり、保育の質の向上と安全の確保を考えますと、国の基準以上の基準をもって運営することも1つの手法であると考えますが、現在の待機児童がいる状況においては基準に従って保育をする中で、質の向上と安全の確保に努めざるを得ない状況でございます。

そのために、市内保育園の園長会議において事故発生情報の共有や、会議や研修会等の参加園長による結果報告を受けたりして各保育園の現場に反映させ、市全体の保育の質や安全確保の底上げに努めておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（市川圭一君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） それでは、再度質問させていただきます。

何が起こるかかわからないといった危険な状況で、非常に専門的な技術とちゃんとした人員が

必要と考えております。今後本市として、保育士確保に向けての取り組みをお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 牛久市におきましても、保育士不足によりまして入園を制限している保育園がございますので、一日でも早く定員まで受け入れ体制を整えたいと考えております。今後とも、民間保育園には保育士確保に努めていただくよう要請してまいります。市といたしましても、処遇改善・環境整備についての補助金を活用して、保育士の処遇改善を行いながら雇用と離職防止に努めていきたいと考えてございます。

また、先日保育指針の見直しが検討されているとの報道もされてございますが、その中で成長の個人差の大きい3歳未満の乳幼児については、個々の成長に合わせた少人数の保育の実践を検討しているとの報道もございました。こちらにつきましても、国の動向を見ながら研究したいと考えてございます。

○議長（市川圭一君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 次に、保育士のスキルアップについてお伺いいたします。

「三つ子の魂百まで」という言葉がありますが、この大事な時期を保育士は子供とかかわっております。保育士は楽器を演奏し、絵を描き、言葉を操る能力だけではなく、子供の中にある潜在的な自己表現の力を引き出すための深い知識と思考力が求められます。しかし、そのためには毎日予期せぬ出来事に遭遇しても、それを乗り越えながらみずからスキルアップを続けていかななくてはなりません。

子供の安全の問題も、予期せぬ出来事の1つです。子供の好奇心や予測できない行動は、軽いがをすることから大きな事故につながることもあります。そのため、幼児医療に関する基礎的なスキルや危機管理を身につけておくことも重要であります。大人の見た目では安全な場所と思われても、子供には危険なところになる可能性もあるため、絶えず子供の目線でチェックすることも大事でしょう。しかし、どんな子供の安全を確認しても、突然の事故や疫病は起こります。いざ子供がけがやぐあいが悪くなったとき、どのような行動をとっていくのか、どのように対応して状況の悪化を防いでいくのかなど、いろいろな知識を身につけておくことが必要であります。

子供と共感し、楽しく過ごせる能力も大切ですが、それは子供の安全が確保されてからのことで、常に注意を払っていくことが大事であります。その注意力や安全への心持ちが、保育士として持つべきスキルであると思います。このスキルは、経験を重ねることや勉強を重ねることである程度取得できるものであると考えます。

本市においても、月例の市内研修・国内研修・ブロックごとの研修と、スキルアップに向けての勉強会などが持たれていると伺っておりますが、内容と成果をお伺いいたします。そして、

今後の本市の保育士のスキルアップへの取り組みについてお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 保育士の質を高めるための取り組みについての御質問にお答えします。

牛久市の公立保育園の職員は、知識・技能の向上のために、茨城県保育協議会や稲北ブロック保育協議会、茨城県竜ヶ崎保健所管内の栄養士会等の外部研修に参加しております。

また、牛久市の独自の研修では、クラス担任の保育士を対象とする年齢別研修会、看護業務従事者、調理業務従事者を対象とする業種別研修会、外部講師を招いての講演会等を、公立保育園・私立保育園合同で実施し、情報交換と市全体の保育の質の向上、そして保育士の交流を図っております。

ゼロ歳から3歳児までの年齢別研修会は、同じ年齢の担任保育士を対象とし、保育園長が中心となり保育の技術や知識を高めるとともに、互いの保育手法の情報交換と保育についての悩みを共有・共感することにより解決することも目的としております。

4歳・5歳児研修会においては、小学校への無理ない移行を見据えた保育を行う重要な時期でありますので、教育経験者である幼児教育指導員がかかわって研修を実施し、保育士のサポートを行っています。

事故防止の対策としましては、アレルギーをテーマとした研修は毎年いずれかの研修会で取り上げられ、繰り返し知識の習得を行ってまいります。

また、公立保育園では看護師が中心となってアレルギーのショックを緩和するために使用するエピペンの取り扱い講習を開催したり、普通救急講習を受講し人工呼吸やAEDの使用方法を学ぶなど、緊急事態に対応するための講習を行っています。

研修に参加することで、知識や技術の取得のみならず、他の園の保育の状況・内容を知ることによって自身の保育を見直す機会となり、児童とのかかわりや保育に対する姿勢等が変わることが期待できると考えております。

研修の機会を多く設け、研修内容を個人の情報ではなく全体の情報として活用することで、全体の保育の質の向上を目指してまいりたいと思います。

研修も大事でございますが、私は子供に対するたゆまない想像が大切と、私は認識しております。

○議長（市川圭一君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 今後も、保育園の質と安全に向け本市としても全力で取り組んでいただきたいと、そう考えております。

最後に大きな2番目といたしまして、国民健康保険保養施設宿泊利用費助成についてお伺いいたします。

健康保険と一口に言いましても、さまざまな種類があります。医療保険は、健康保険組合・協会けんぽ・各種共済組合・国民健康保険・後期高齢者医療制度というように分類をされます。組合や協会の事業所で働くサラリーマンやOL、船員や公務員は事業所と契約する宿泊施設があり、事業所が一部負担することで格安に泊まることができますが、国民健康保険・後期高齢者医療の方はそのようなサービスを受けることはできないと、そう思われてはいないでしょうか。国民健康保険も全国に契約保養所があり、利用に際して補助金が支給されたり、割引料金で宿泊することができます。

国民健康保険の保険者は、地方自治体であります。したがって、保養所についての優遇措置も、地方自治体によってさまざまであります。補助金を支給するケースでは、利用宿泊日数や補助金額が決められており、1泊につき2,000円から4,000円の補助金を年間二、三日まで宿泊できる、その支給をする自治体が多いようであります。

埼玉県では、当初各自治体独自の事業としてこの国民健康保険保養施設宿泊利用費助成事業を実施しておりましたが、その後実施する自治体が多くなり、埼玉県国民健康保険団体連合会との共同事業となりました。といっても、あくまでも県は自治体と施設をつなぐ役目です。助成金額も自治体によって異なりますが、現在63市町村のうち45市町村が助成事業を実施しており、現在の契約施設は342施設であり、平成26年度では延べ4万7,628人が利用しているということであります。

今回の質問は、年金受給者の方からの要望であります。「老後の楽しみの1つとして年に一度は旅行したいので、助成制度があるとありがたい」ということであります。本市でも、国民健康保険保養施設宿泊利用費助成制度を実施してはと考えますが、執行部の御所見をお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田 聡君。

○保健福祉部次長（藤田 聡君） 国民健康保険の加入者に対する保養施設利用助成についての御質問にお答えいたします。

まず、現状についてでございますが、御指摘のとおり近隣の埼玉県では国保連合会との共同事業により、県内63市町村のうち45市町村が国保加入者を対象に、また33市町村が後期高齢者を対象に、同連合会が指定する保養施設を利用した場合に助成を行っております。助成額につきましては、1人につき1泊当たり1,000円ないし3,000円程度で、年度中2泊までの助成を行っております。助成額につきましては市町村により異なりますが、助成金は利用者の一時立てかえがないように、各市町村から国保連合会を通じて提携施設へ支払われる仕組みとなっております。埼玉県の国保連合会に確認しましたところ、平成26年度の利用者は国保加入者と後期高齢者を合わせまして、延べ人数で4万7,628人で、その利用率は約

1. 8%とのことでした。

一方東京都内では、自治体独自に国保加入者、または後期高齢者を対象として助成金の支給、あるいは割安料金により宿泊できる提携施設の提供を行っているところもございます。なお、助成金による補助の場合には、利用者が保険税または保険料の滞納がないことを条件としている自治体が大半のようでございます。

牛久市を含めまして、茨城県内ではこの利用助成等を実施している市町村はございません。牛久市で仮に国保加入者を対象として助成金による補助事業を実施する場合には、国保運営協議会への諮問を経てからの要項作成や、助成金の予算措置等が必要となります。助成に要する費用につきましては、仮にですが埼玉県と同様に1人当たり1泊につき平均で2,000円を助成することを前提としまして、国保税の完納者約2万人、後期高齢者保険料の完納者約8,600人のうち、延べ人数でそれぞれ2%の方が利用すると想定した場合には、国保特別会計で80万円、後期高齢者医療特別会計で34万4,000円の予算措置を要するものと見込まれます。この場合、この歳出に対しての国県からの補助金は見込めませんので、全額が市の負担となります。

牛久市における利用助成についての所見につきましては、埼玉県内の市町村が助成を始めた15年以上前の当時に比べ、全国的に財政が逼迫している現在の国保特別会計の例に漏れず、牛久市の国保特別会計におきましても一般会計から2億円を超える法定外の繰り入れにより、いわば国保加入者以外の市民からの国保財政への御負担をいただいている状況に鑑みますと、新たに国保加入者のみを対象とした福利性の高い保養施設助成を実施する時期ではないと判断してございます。

しかし、一方で東京都内の自治体のように助成費負担を要しない、割安料金での提供が可能となる宿泊施設等との提携につきましては調査・検討してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（市川圭一君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） それでは、再度質問させていただきます。

ただいまの御答弁のところで、東京都の一部の自治体では助成費の負担をしないで割安の料金で提供する宿泊施設があるとのことでしたが、もう少し詳しく御説明いただきたいと思えます。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田 聡君。

○保健福祉部次長（藤田 聡君） 再度の質問にお答えいたします。

東京都23区内で行っております代表的な例で申し上げますと、区独自に割安料金で利用できる協定を提携した宿泊施設を対象者が利用する場合、これは区によって異なりますけれども、

保険証または利用券等を施設に提示することによりまして、所定の割安料金で利用できる仕組みとなっております。対象者は、これも区ごとに違いますけれども、国保加入者・後期高齢者本人のみならずその家族も対象にしている区もございます。また、この場合、利用回数や保険料の納付状況にもとられない場合が大半となっております。利用料金につきましては、施設によりさまざまでございますが、おおむね通常料金に比べ1割前後の割引が多いようです。施設や利用人数によっても変動する場合がありますということでございます。

この割安提供では、施設料金の割引相当額を自治体が負担するものではなく、あくまでも施設側に料金の割引を要請するものですけれども、施設にとっては自治体のホームページなどを介して施設が紹介されることによりまして、集客の拡大につながる宣伝効果が期待できるところがあり、施設と自治体並びに利用を希望される方のいずれにも利点のある仕組みとなっているということでございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 今御答弁いただきまして、非常にいいシステムではないかなと、そう考えておりますので、ぜひ高齢者また国民健康保険を使っている方のために実施する方向で、前向きに検討をお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終了いたします。

○議長（市川圭一君） 以上で秋山 泉君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午後0時14分休憩

午後1時15分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に14番、小松崎 伸君。

〔14番小松崎 伸君登壇〕

○14番（小松崎 伸君） 小松崎 伸でございます。今回は、2点一括方式で質問をいたします。

まず1番目、地方創生加速化交付金についてでございます。

地方創生につきましては、昨年度末に牛久市におきましても「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定がなされ、市議会全員協議会における説明では「住みやすさのさらなる向上を図り、選ばれ続けるまちを目指す」という内容の報告がなされたことはまだ記憶に新しく、これが

らの市政運営には40年、50年後までをも見据えたまちづくりを期待するところであります。

一方、国におきましては昨年9月安倍総理大臣が、一人一人の日本人誰もが、家庭で、職場で、そして地域でとそれぞれの立場で、今よりもさらに活躍できる社会をつくる「一億総活躍社会」の創出とその実現のために、希望・夢・安心につながる「新三本の矢」が打ち出され、さらに地方創生においても重点的に取り組む旨の発表がなされました。「一億総活躍社会」の実現はこの牛久市においても重要なことであり、全ての牛久市民が活躍できるまちづくりは、我々議会においても真剣に考えていかなければならないことであると認識をしております。

また、「一億総活躍社会」及び地方創生に関しての国の力の入れようは著しく、平成27年度に地方創生関連として3,200億円の補正予算措置を行い、そのうち1,000億円は地方創生加速化交付金として各自治体の取り組みに対しての交付を前提とした制度設計がされているものであります。

牛久市が地方創生を目指すのであれば、これら交付金の活用は有意義なものであると考えますが、3月に内閣府より発表された地方創生加速化交付金の採択状況では全国で1,926件、茨城県内では106件、近隣市町村におきましても土浦市やつくば市、阿見町などの取り組みが採択されているもののここに牛久市の事業はなく、地方創生及び加速化交付金に対する牛久市の考え方、及び取り組み状況をお伺いいたします。

次に、加速化交付金の採択事業を見るに、複数の市町村が連携し1つの課題に取り組む連携事業については別枠での採択が行われており、国が広域連携を推進しているという状況がここから見ても見てとることができます。広域連携について考えてみますと、これまでの牛久市は決して積極的に取り組んでいるという状況とは言いがたいものであったと認識をしております。今後の市政運営に当たって、広域連携についてはどのように考えているかお聞きをいたします。

次に、図書館の運営についてお聞きをいたします。

まず、現状と今後の分館設置についてであります。牛久市の図書館運営につきましては、NPOリーブルの会の活動体制や学校司書との連携などから、内外から高い評価をいただいていると認識をしております。特に中央図書館は、多くの市民がさまざまな目的で利用をしており、活況を呈しております。また、奥野生涯学習センター及び三日月橋生涯学習センターにも図書室が設置されており、地域の貴重な拠点となっております。

しかし前市長時、エスカード分館につきましては毎年のように設置されては移動され、結局平成25年3月に閉館し、現在リフレ図書カウンター同様貸し出し業務のみを行っております。また、リフレを含むひたち野地区への分館設置につきましても、当時議会の一般質問で取り上げましたが、「ひたち野牛久小学校を利用ください」とのやる気のない答弁でした。その後、前市長は市民の批判をかわすため、中央図書館の増築を明言をしてきました。牛久駅前活性化

のため、そしてひたち野地区発展のために、分館は必要不可欠なものであると思います。

そこで、図書館行政の現状と今後の分館設置についてお伺いをいたします。

次に、中央図書館閉館時間の見直しについてであります。

現在の牛久市中央図書館の閉館時間は午後9時ですが、近隣の他市町村図書館の閉館時間は、平日で龍ヶ崎図書館が7時30分、取手市が6時、つくば市が7時、土浦市が7時であります。このように、牛久市中央図書館は特に遅くまで開館しています。しかし、特に平日夜8時以降は入館者数も極めて少なく、夕方から利用している市外の学生が多いという実態もあります。人件費・電気代など経費を削減できる機会であります。この経費負担が、少しばかりではありますが、エスカドやリフレ分館設置のときの資金になれば、最終的には市民へのサービス低下にならないはずで

す。中央図書館の閉館時間を、平日月曜日から木曜日のみ9時から8時までに繰り上げることを提案をいたしますが、御所見をお伺いをいたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 小松崎議員の御質問にお答えいたします。

牛久市の広域連携の考え方でございますが、今回の地方創生並びに活性化交付金の制度、いずれを見ましても国が広域連携を推進しているのは明らかでございます。人口減少が進む中で、東京に集中していく人の流れを地方に向けるというこの困難な課題に立ち向かうためには、全て課題を1市町村で取り組むことはどうしても限界があると感じております。まさに、毛利元就が「三矢の教え」の中で説いたように、一市町村での解決はどうしても限界があると感じております。まさに、毛利元就が「三矢の教え」の中で説いたように、一市町村での解決は困難でも、近隣市町村との連携を行うことで解決に進める課題も多くあると認識しております。

公共交通の分野では、守屋議員の御質問にもお答えしたとおり、既に今年度より広域連携の模索を始めており、稲敷市・阿見町・美浦村・千葉県神崎町と共同で「圏央道北東エリア連携交流協議会」において、高速バスを活用した人の流れづくりの検討を共同で行っているほか、つくば市との連携についても検討を開始したところでございます。

さらに、公共交通については、他の市町村との連携が可能かという点の検討を続けるとともに、観光・企業誘致等の分野においても近隣市町村との連携をすることで、牛久市の可能性をさらに広げることができるのではないかと考えております。

広域連携につきましても、決してむやみやたらに連携するのではなく、課題解決のためには何が必要かということを的確に捉え、連携することが有益であるならば今後積極的に近隣市町村との連携を進めたいと思います。

先ほどもありましたけれども、道の駅でも私は阿見町、また龍ヶ崎市も検討してございます

が、この前市長さんとお会いして「機会があれば、牛久の農産物もお願いします」という話をしております。また、防災についても地域の相互協力は必要不可欠でありますということで、稲敷広域市町村圏事務組合においても皆さんとのさまざまな協議をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 続きまして、地方創生加速化交付金の牛久市の状況についてお答えいたします。

地方創生加速化交付金は、「一億総活躍社会」の実現に向けた緊急対応として創設されたものでありまして、一次採択分として3月に事業採択の結果公表がなされたものであります。牛久市では申請に当たりまして、平成28年度当初予算に計上してある事業を中心に事業選定を行っており、防犯パトロール、防災アドバイザー、防犯カメラの設置、牛久市役所消防隊の設立、自主防災組織の運営支援等を体系的に取りまとめ、「地域が守り、地域で呼び込む！安全安心による人を引き込むまちプロジェクト」と題して、防災面を強化したまちづくり事業での申請を行っております。

しかし、内閣府からは「既存の事業の体系化であり、先駆性の観点では劣る」という評価があり、残念ながら採択には至りませんでした。

一方、国では一次採択の結果98億円の残額が発生したことから、現在二次募集を行っており、申請に向けた手続を進めているところであります。

この地方創生加速化交付金につきましては、補助率は100%とされており、補助率から考えるのであれば小松崎議員御指摘のとおり大変有意義な補助金であることは間違いございません。しかし事業の立案に当たっては、補助金があるから事業を計画するのではなく、あくまでも住民のために真に必要な事業についてしっかりと計画・見通しを立てた上で、事業実施をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 小松崎議員の図書館の運営についての御質問にお答えをいたします。

まず、図書館行政の現状につきましては、図書館の蔵書数は31万5,000冊、年間の来館者数は36万6,000人、貸し出し者数は15万1,000人でありまして、貸し出し冊数は62万冊となっております。また中央図書館のほかに、三日月橋及び奥野生涯学習センターに図書室を設置しておりまして、三日月橋に5,000冊、奥野に8,000冊の図書を置いております。三日月橋図書室の年間の貸し出し者数は450人、貸し出し冊数は1,000

冊、奥野図書室の貸し出し者数は230人、貸し出し冊数は700冊となっております。

次に、分館設置につきましては、エスカードプラザについてですが、もともとエスカードには分館が議員御指摘のように設置されておりました。しかし、平成25年3月をもって閉館をしたため、現在はエスカードプラザにおいて貸し出し業務のみを行っております。また、リフレ図書カウンターは平成22年4月に開設をしまして、エスカードと同様貸し出し業務のみを行っております。ともに通勤通学者や買い物客、あるいは中央図書館まで来ることが難しい高齢者の方々の利用が多く、エスカード分館の再設置の要望や学習スペースの設置を望む声も多く寄せられていることにつきましては、承知をしているところであります。しかしながら、これらの要望については、エスカード問題の今後の動向を踏まえた対応が必要と考えており、それらに注視をしてみたいと考えております。

次に、中央図書館の増築につきましては、図書の配置方法の見直しや配置場所の拡大を進め、館内の内容を充実させることでサービス強化を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。

また、閉館時間の見直しにつきましては、現在の開館時刻は午前9時から閉館は午後9時まで、毎日12時間を開館しております。夜8時以降の利用状況につきましては、入館者数が平日40人程度でありますけれども、休日の多い日には200人ということもあります。夜8時以降の貸し出し者数につきましては平均して15人、貸し出し冊数は約65冊となっております。際立って高校生や市外の方の利用が多いということもなく、8時以前に入館し引き続き読書や学習をしている方も多いという状況にあります。閉館時間の見直しに関しましては、利用者がある以上閉館時刻を8時に繰り上げることは今のところ考えておりませんので、ぜひとも御理解を賜りますようお願いをいたします。

以上です。

○議長（市川圭一君） 小松崎 伸君。

○14番（小松崎 伸君） 答弁のほう、ありがとうございました。

加速化交付金につきましては、大変よくわかりました。ありがとうございました。

図書館の運営についてでございますけれども、大分冷たい答弁、ありがとうございました。こちらは、まずエスカードの分館設置でございますけれども、エスカードにつきましては現状イズミヤのほうの件もございます。これからの組み立て、計画というものもございますので、そういうふうなタイミング的には分館設置のほう、もう少し時間を要するということだと思います。

あとリフレ、これはひたち野うしくということになりますけれども、ひたち野うしく地区につきましては当然この地区は今中学校新設というふうなこともやっておりますので、非常に活

力のある地区でございます。そういう意味で、図書館の分館を改めて考え直すというのはちょうど機が熟しているかなというふうな気もいたしますので、このひたち野うしく地区、リフレも含めまして改めて分館設置についてお聞きをいたしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 議員の再質問にお答えいたします。

ひたち野地区への図書館分館設置につきましては、議員御指摘のとおり中央図書館まで来ることが難しい高齢者を初め、通勤通学者など分館設置の声が多いということも十分承知をしているところであります。現在、リフレ図書カウンターで貸し出し業務のみを行っておりますけれども、さらに現在のサービスを拡大できないか、あるいは現状の中でその貸し出し業務サービスの拡充ができないかをぜひとも、もちろん財政問題あるいは場所の問題等も踏まえた上で、今年度は図書館内でぜひとも検討してまいりたいと考えております。御理解いただくようお願いいたします。

以上です。

○議長（市川圭一君） 小松崎 伸君。

○14番（小松崎 伸君） 以上で終わります。

○議長（市川圭一君） 以上で小松崎 伸君の一般質問は終了いたしました。

次に、6番山本伸子君。

〔6番山本伸子君登壇〕

○6番（山本伸子君） 皆様、こんにちは。山本伸子でございます。

ただいまから、一問一答方式で質問をさせていただきます。通告書の1点目は、子育て世代包括支援センターの取り組みについてとなっておりますが、妊娠期から出産後までの取り組みの中で、特にこの4月から始まった子育て世代包括支援センターと産後ケアを中心に質問いたします。

厚生労働省の人口動態調査によると、第1子の出生時の母親の平均年齢は、1980年・26歳、2000年・28歳、2012年には30歳と年々高齢化しています。個人差は大きいとしても、高齢出産では体力の低下はありますでしょうし、また育児の協力者でもある両親も当然ながら高齢化し、なかなか思うように援助を受けられないということもあります。

この4月に策定された「牛久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関するアンケート調査報告書の中で、出産子育てに関するアンケートを20歳から39歳の市民3,000人を対象に行っています。その中の自由記述に、多くの方が意見を寄せられていました。公園の整備や予防接種費用・出産費用の助成、多様な保育の整備などの要望のほか、「産婦人科や小児科をふやしてほしい」「産前産後を通しての仲間づくりや援助が欲しい」という意見も数多くあ

りました。

ところで、カナダの産後ケアには、出産が地域住民とのかかわりのきっかけであり、出産が地域との橋渡し、つまり「ブリッジ」になるという考え方があるそうです。牛久市の場合も、核家族が進む中、出産や育児を考える母親たちがほとんど知り合いのいない地域でその土地や人とつながり、牛久市でなら安心して子供を産み、育てていくことができると思えるような場をつくっていくことが必要であると思われます。

そこで、まず4月から子育て世代包括支援センターが保健センター内に設置され、保健師が妊娠期から出産までの切れ目のない支援をすることになりましたが、保健センター内の具体的な場所と支援体制、市民への周知方法などについてはどうなっているのでしょうか。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田 聡君。

○保健福祉部次長（藤田 聡君） 子育て世代包括支援センターについてお答えいたします。

国は、平成27年6月30日「まち・ひと・しごと創生基本方針」を閣議決定し、その中で妊娠期から子育て期にわたりさまざまなニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点「子育て世代包括支援センター」を全国展開していくとの構想が打ち出されました。これを受けて、牛久市ではことし4月から「牛久市子育て世代包括支援センター」を保健センター内に設置いたしました。具体的な場所は、保健センターの入口から入った右側のエリアに、約4畳ほどのスペースを確保し、保健センターの開庁時間内には母子保健担当保健師がいつでも対応できる体制を整えております。

今回の開設に当たり、妊娠届出時に全ての妊婦さんの相談に保健師が応じておりますので、その都度妊婦さんとその御家族に今後の相談窓口としても子育て世代包括支援センターの利用を周知しているところでございます。今後は、ホームページ掲載を初め、赤ちゃん訪問や乳幼児健診の機会を利用し、さらに周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） それでは、妊娠から出産の流れに沿って、具体的に質問いたします。

妊娠すると妊娠届を提出し、母子健康手帳を受け取り、妊婦健診の結果や赤ちゃんが生まれたら子供の体重や身長、予防接種の記録を書いてもらうようになっています。この妊娠届を出すタイミングが、行政と出産を迎える女性との初めての接点でしょう。切れ目のない支援がここから始まるのですが、この時点で行政として社会的支援などの必要性がある人、もしくはその予備軍となるかもしれない人たちをどのように拾い上げていくのかをお聞きいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田 聡君。

○保健福祉部次長（藤田 聡君） 妊娠届け出時における聞き取り内容についてお答えいたします。

妊娠届は、母子保健法に基づき医師等により妊娠の診断を受けた場合、住所地のある市町村に届け出をすることになっております。

妊娠届け出は、出産予定日等最低限の記載内容が母子保健法施行規則により決まっておりますが、牛久市においては独自の聞き取り票を作成して保健師が対応してございます。妊娠経過や体調の確認に加え、家族構成や既往歴、産後のサポート状況などについて一つ一つ確認し、相談に応じています。19歳未満の若年妊娠、経済面、身体面など個々の状況から支援が必要な家庭やその予備軍となる人を、相談を通じて見きわめているところでございます。

妊娠届け出時に、個別の状況に寄り添い、相談に応じることで信頼関係を結び、安心して出産を迎えることができるよう、継続支援へとつなげておるところでございます。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） それでは次に、母子手帳の意義と牛久市としての母子手帳の活用について伺います。

最近の母子手帳を拝見いたしました。実に情報量も豊富になり、内容も充実したものになっていると感心いたしました。働く女性や男性のための出産育児に関する制度の説明や、事業主に提出する妊娠中の働く女性の健康管理指導カードも載っていました。

母子手帳の作成に当たり、一般的なひな形があるのでしょうか、牛久市として独自に作成しているものがあるのでしょうか。また、この母子手帳の名称について、「母子」ではなく「親子手帳」として父親の育児参画を促進する自治体もあります。これに関しては、厚生労働省の検討会で「母子手帳が出産する母親と子供の健康管理の重要性という観点から、名称の見直しについては変更しないことが適当」という意見もあります。しかし、名称はさることながら、その中身については父親の育児参加を促す観点からは、父親がメッセージとして記入する箇所が必要ではないでしょうか。この点について、牛久市として考慮していることはありますでしょうか、母子手帳の活用とあわせてお聞かせください。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田 聡君。

○保健福祉部次長（藤田 聡君） 母子健康手帳の内容についてお答えいたします。

母子健康手帳は、「母子保健法」に基づき交付されるもので、内容についても国からある程度のひな形が示されております。牛久市もそれを踏襲しておりますが、予防接種の欄は医師会牛久支部と協議し、独自の記入しやすい内容となっております。また、母子健康手帳は以前から表紙には保護者の氏名欄があり、父親と母親の両方の氏名が記載できるようになっており、妊娠中の記録欄では父親・母親のどちらも記入できるよう「赤ちゃんを迎える両親の気持ち」を書きとめる欄が設けられております。また、父親の育児参加を促すために、父子健康手帳を母子健康手帳交付時に配布し、活用を御案内しております。その内容は、妊娠中の妻の体の変

化や夫のサポートに関すること、出産育児に関することなどに加え、記録が書けるものとなっております。

さらに、牛久市では妊婦教室を「にんぷっぷ教室」として、妊婦とその夫のため、家族のための教室として参加しやすい教室を御案内しております。夫の参加率は9割以上であることから、母子健康手帳の両親の記入欄について説明し、さらに積極的な育児参加を促しているという状況でございます。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） 「にんぷっぷ教室」が90%というのは、すごい参加率だなと思います。その父子手帳の効果もあるのかなと、今伺って思いました。

では、出生数の具体的な数字と状況について伺います。牛久市での最近の出生数の変化と、そのうち市内で出産した人と市外で出産した人の割合はどうなっているのか。また、里帰り出産の数はどうなっているのでしょうか。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田 聡君。

○保健福祉部次長（藤田 聡君） 牛久市の出生数の推移についてお答えいたします。

牛久市の出生数は、平成25年度731人、平成26年度727人、平成27年度712人と推移しており、ここ3年間ではわずかに減少している状況です。平成27年度の出産医療機関の内訳は、市内の医療機関が279人、市外で県内が323人、県外が110人となっております。市内での出産は全体の約40%となっております。このうち、出産後に実家等へ里帰りをして一定期間お過ごしになった方は、出生数712人中375人おり、全体の約53%に当たります。

里帰りができる状況の方は、産後の一定期間は安心して過ごせますが、帰宅後に親族等の支援が不足したり、また里帰りをしない方の中には親族等の支援を受けることが困難な方がおります。

これらの状況から、子育て期の支援サービスの充実が非常に重要であるというふうに考えてございます。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） 里帰りの人数も53%と結構多い数字だというふうにびっくりしましたが、市内が40%ということは、やはり牛久市内には産婦人科が2軒しか今ございませんので、特にひたち野牛久地区、若い世代が多い地区には1軒もないという状況、これは出生率の向上を目指す牛久市としては今後の課題かなと思います。

それでは、出産後5日ほどで退院し、その後3カ月健診までの間が母親にとっても体も心も大きく変化する大切な時期ですが、その間に家庭を訪問し、育児の相談などを行っている事業に

「赤ちゃん訪問」があります。この赤ちゃん訪問の訪問時期、また訪問をする人はどういう資格を持った人で、訪問をする順序などはどのようにしているのでしょうか。特に、急ぎ支援が必要な母子を早期に発見し、対応につなげていく仕組みなどについて伺います。

また、育児は母親のみで行うものではないことを鑑みれば、父親がいるときに一緒に赤ちゃん訪問の指導を受けたいという要望などがあるのか、その場合の休日の対応などを行っているのでしょうか。さらに、市外で住んでいて牛久市に里帰り出産をしている母親が赤ちゃん訪問を受けたいという場合は対応しているのかについてもお聞かせください。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田 聡君。

○保健福祉部次長（藤田 聡君） 赤ちゃん訪問の具体的な内容と支援につなぐための取り組みについてお答えいたします。

赤ちゃん訪問は、「乳児家庭全戸訪問事業」として、子ども・子育て支援法及び母子保健法に基づき、全国全ての自治体で行われています。

生後4カ月までの乳児のいる家庭を訪問する事業で、牛久市では助産師または保健師がおおむね生後2カ月ころを目安に訪問を実施しております。出産した医療機関で1カ月健診を受け、実家に里帰りされている方が自宅へ戻られる時期として生後2カ月ころが多いため、2カ月での訪問を標準としております。ただし、単に生まれた順番ではなく、出生届出時に聞き取りしている育児状況、医療機関からの早期訪問依頼等により、訪問の時期は個々の状況に合わせて実施しております。

訪問では、赤ちゃんの体重等を測定しながら発育状況等を確認し、出産後の母親の健康状態や母乳等の育児相談にきめ細やかに対応しております。訪問時には、母親全員に「妊娠育児状況質問票」「産後鬱の質問票」「赤ちゃんに対する気持ちの質問票」に基づき質問を実施し状況を確認するとともに、産後鬱等の傾向が見られた場合には継続した家庭訪問や相談のほか、関係機関及び医療機関との連携を図り、適切なサービス利用や受診へとつなげるなど、状況に応じた支援を提供しております。

赤ちゃん訪問における父親の同席につきましては、年間で数件希望がありますが、現状では平日の中で日程を調整させていただいております。休日の対応につきましては、必要性の高い場合に相談に応じて実施するということになってございます。

市外の方が牛久市に里帰りした場合の訪問につきましては、居住地の自治体からの依頼書により、同様の訪問サービスを受けることができる体制を整えているところでございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） このたび、子育て世代包括支援センターが新たなスタートを切ること

になりましたが、今までも牛久市としては妊娠期から出産、子育てまで切れ目のない支援が行われていたと認識します。その中で4月から始まった産後ケアは、出産した女性が育児のストレスや重圧、出産に伴うホルモンのバランスの変化などで産後半年ごろまでに約1割の女性が産後鬱を発症すると言われている、そのような人たちに向けての支援になるかと考えます。

つい最近も、うつ病などで治療や精神面のケアが必要な妊産婦が全体の4%、年間4万人いるとの推計を厚生労働省研究班が発表しました。核家族の増加や地域との関係の希薄化により、ほかからの子育て支援が期待できなくなっていることが産後鬱や児童虐待、育児放棄などの要因にも挙げられています。医療機関から地域に戻ったときに、妊娠・出産・産後の継続的なケアが必要な理由がここにもあると言えるでしょう。

産後、家族からの家事や育児の援助が受けられない、また産後の生活に不安があったり子育てに心配がある人を対象に行われる産後ケアは、料金が1日のデイケアが2,500円、一泊のショートステイが5,000円の自己負担となっています。生活保護などを受けている低所得者の方への援助などがあると伺っていますが、改めて確認したいと思います。

また、ショートステイを利用する場合、赤ちゃん以外の子供も一緒に宿泊したい場合はどのような配慮があるのかを伺います。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうからは、産後ケアの取り組みについてお答えいたします。

産後ケア事業は、国が子育て世代包括支援センターとともに退院直後の母子に対する心身のケア、育児のサポート等のきめ細かい支援を行うものとして、実施を推奨している事業でございます。

牛久市では、ことし4月より子育て世代包括支援センターの開設とともに、牛久市産後ケア事業を開始いたしました。市内で産科を標榜する2カ所の医療機関、つくばセントラル病院と椎名産婦人科に委託し、家族の支援が受けられない、育児不安が強いなどの状況にある産後の保護者が赤ちゃんとともに休養と育児の助言等を受けることができる体制を整えております。

事業の開始に伴い、これまで以上に出産した医療機関との綿密な連携を図り、適宜産後ケアの紹介や赤ちゃん訪問の実施などつなげてまいります。

実績は、4月から5月末の2カ月間で申請者2名、利用者1名となっております。利用者自己負担は、委託料のおおむね1割で設定しておりますが、低所得者への対応として生活保護受給者や前年度住民税非課税世帯の方は無料といたしました。御家族の利用につきましては、実費負担で委託先の病院と相談となります。

今後、利用者のニーズを把握しながらよりよい事業を実施し、牛久市第3次総合計画の目標である「すべての人が安心して暮らし続けられるまち」の実現に向けて、子供を産み育てるこ

とができるよう支援してまいります。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） 家族となり子供を産み育てることは、地域に根を張り暮らしていくことであり、母親自身も我が子のふるさとなるまちに愛着を持ち、関心を深めていくことであり、地域住民との交流が安心感や連帯感にもつながっていくのではないのでしょうか。産後ケアは、出産が地域とのかかわりのきっかけであり、母親が心身ともに健やかに育児にかかわっていけるよう、医学的側面だけでなく精神、社会的な側面にも目を向けて行われていく必要があると言われてしています。

少子化と言われ、出生率をふやすようなスローガンがさまざまな地域で掲げられていますが、国のために子供を産み育てようという人はおりません。母親が健やかに子供を育み、豊かな家族関係を築き、よりよく暮らしていけるための社会を築いていくことが最も大切なことなのではないのでしょうか。その意味で、子育て包括支援センターなどの切れ目のない支援は、将来の我が国を担う子供たちの健康、その子供の母親の健康のために一丸となって取り組むべき課題とも言えましょう。産み育てやすさを目指す牛久市として、この事業がその一端になることを期待したいと思います。

それでは、2点目です。文化資本による人づくりとまちづくりについて質問いたします。

平成28年度の予算がさきの議会で成立し、スタートしました。対話による市民の視点に立った事業展開で、「笑顔のまち牛久へ」というテーマのもとさまざまな事業が執行されていくのですが、そんな中において私は文化的な事業への予算が減額になっていることに対して、一抹の不安を持っております。

文化資本の格差が、既に日本でも広がっているという説があります。先ごろ出版された劇作家平田オリザ氏の本の中に、次のような1節があります。「特に身体的文化資本は、おおよそ二十歳までに決定されると言われている。その身体的文化資本を育てていくには、本物に多く触れさせる以外に方法はないと考えられている。そうだとしたら、現代の日本においては東京の子供たちは圧倒的に有利ではないか。東京、首都圏の子供たちは、本物の芸術や文化に触れる機会が多いからだ。この文化資本の格差は、当然貧困の問題と密接に結びついている。全国の小中学校で、朝の読書運動が広がっている。教員は生徒たちに、何でもいいから本を持ってきなさいと声をかける。しかし現実には、家に1冊も本がないという家が多く存在する。親が劇場や美術館やコンサートに行く習慣がなければ、子供だけでそこに足を運ぶことはあり得ない。この文化資本の格差が、大学入試や就職に直結する時代がやってきている。しかしながら、この文化資本の格差は教育格差に比べて発見されにくい」と、このようにあります。

牛久における文化資本はどのようなものがあり、どのように人づくり・まちづくりに活用す

ればよいのかをともに考えたく、質問する次第です。

まず1点目は、文化財の公開と活用について伺います。

昨年文化財ガイドブックが作成され、私も改めて文化財について認識を深めました。また、このほど牛久市内遺跡発掘調査報告書をいただき、開発行為に伴う埋蔵文化財について記録保存を行っていることを理解し、どちらも文化財が地域の文化や歴史に親しみ、理解を深めることにつながる財産であると思いました。

そこで、まず市の指定文化財の指定までの流れについてお聞きいたします。先日、文化財保護審議会を傍聴いたしました。その折に、文化財指定の検討に関する報告もありましたが、どのような審議を通して文化財が市の指定とされていくのでしょうか。また、牛久市文化財保護条例の第3条には、「文化財の所有者、その他の関係者は、文化財が貴重な財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開するなど、その文化的活用を努めなければならないとあります。

今年度は、牛久シャトーの改修記念として文化財を公開するということですが、いつでも市民が目に見えるよう常時展示をし、公開活用することはありますでしょうか。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 山本議員の文化財の公開と活用につきまして、御答弁申し上げます。

文化財の有識者や文化財所有者、学芸員などが市の指定にふさわしいと推薦してきた案件につきまして、文化財担当課が所有者の意向確認や調査を行いまして、その結果を受けた教育委員会が文化財保護審議会に諮問を行います。文化財保護審議会は、この諮問に基づき審議を行います。この際文化財の価値を見きわめるため外部の有識者に調査を依頼する場合もございます。

文化財保護審議会において、牛久市における歴史・文化・自然等の豊かさを物語る貴重な文化遺産であると判断されますと、教育委員会にその旨の答申を行いまして、最終的に教育委員会において指定の可否を決定するというふうな流れになります。

これまでの文化財の常設公開につきましては、中央生涯学習センター展示ホールにおいて市内出土の埋蔵文化財の一部を展示しているのみです。そこで、今年度新たにかっぱの里生涯学習センターの一室等に文化財の展示施設を整えまして、かっぱの里ギャラリーとして5月末から所蔵文化財の常設公開を始めました。現在は、小川芋銭に関する複製画や資料、牛久市内から出土した埋蔵文化財など合計73点の文化財を展示しております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） それでは次に、文化遺産を生かした地域活性化事業補助金の使い道についてお伺いいたします。

平成28年度は、約400万円の補助金が文化庁から出ていますが、補助事業の内容を見ますと地域の文化遺産の情報発信、人材育成事業、普及啓発事業、継承事業、記録作成、調査研究事業などとなっています。牛久市では、具体的に今年度は何に使っていくのか。また、今までの補助金の使い道についてもお聞きいたします。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） それでは、地域活性化事業補助金の件につきまして御答弁申し上げます。

平成28年度、文化遺産を生かした地域活性化補助金の使途についてですが、文化財を生かした地域活性化事業は文化庁の補助事業でございまして、平成26年度には地域の文化遺産情報発信事業で市が補助金の交付を受けております。そして、今回牛久市文化財ガイドブックを刊行しております。

平成28年度につきましては、地域の文化遺産普及啓発事業を維持する予定です。内容といたしましては、災害復旧工事が完了した国指定重要文化財シャトーカミヤの旧醸造場施設及び同施設内の関連施設を活用いたしまして、災害復旧工事内容や調査結果を公開展示するとともに牛久市所蔵の文化財も広く一般に公開する予定で、これらの展示事業に対し補助金が交付されております。

今後は、積極的に市の所蔵文化財を公開していきたいと考えておりますので、どうぞ御理解、御協力のほどよろしく申し上げます。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） では2点目は、社会教育及び学校教育との連携による文化財の活用について伺います。

社会教育としては、歴史リレー講座や芋銭検定があろうかと思えます。歴史リレー講座については毎回好評で、その参加者の多くは男性であると伺いました。講座やサロン活動はほかにもありますが、このように歴史などに特化した専門的なもののほうが、男性は参加しやすいと聞きます。そういう意味では、男性が地域参加をするための1つのツールとしての役割にもなっていると考えます。参加者の声などを通しての評価と課題がありましたら、お伺いいたします。

一方芋銭検定は、一時期はやった検定ものが最近影を潜めた感がありますが、参加者についてはどのように推移しているのでしょうか。小川芋銭を研究・顕彰する事業としては、作品の展示を通してその生き方を周知することが第一義かと考えますが、今後の展開についてはど

のようにされていくのでしょうか。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 牛久歴史リレー講座と小川芋銭検定につきまして、お答え申し上げます。

牛久歴史リレー講座は、平成23年度より開催しております、毎回約80名の方々に受講いただき、好評を得ております。受講生につきましては、議員御指摘のとおり全体の8割から9割がシニア世代の男性でございます。課題といたしましては、講座で得た知識や体験を生かした新たな社会貢献活動へ促すこと、これできていないというようなことでございます。

今後につきましては、受講生に行うアンケートからも講座の継続を望む声、これが多数寄せられておりますので、可能な限り継続をしていくとともに、課題でもある受講生の活用につきまして他市町村の事例等も参考にしながら検討してまいります。

次に、小川芋銭検定につきましては、平成21年度から平成26年度にかけて9回開催をいたしております。参加者が最大だったのは第2回の55名、それから徐々に減りまして、第9回は27名と半減しております。そのため、今後の小川芋銭顕彰事業につきましては、かっぱの里生涯学習センターの展示施設等を活用いたしまして、市所蔵作品の展示公開を核とした展開を考えております。

さらに、検定事業につきましては、県教育委員会が平成25年度から中学2年生を対象にいたしまして「いばらきっ子郷土検定事業」というのを実施しております。牛久市におきましても、出題対象を小川芋銭に限定するのではなく、広く牛久市全体の歴史・文化・産業などを対象にした、仮称でございますけれども「牛久検定」へと発展させ、県事業の「いばらきっ子郷土検定事業」と連動した教育が行えるよう、調整してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） それでは、学校教育との連携です。小学三、四年生で使われている副読本の「わたしたちの牛久」があります。昭和48年に初版が発行され、その後改定が何度か行われております。文化財との関連でいいますと、「市に残る古いもの探し」という章立てで、県や市指定文化財の写真が掲載され、牛久の発展に力を注いだ人々なども紹介されています。

この副読本を使って、牛久の歴史や文化についてどのような授業が行われているのでしょうか。今後、改定を行う場合の課題もありましたら、お聞かせください。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 小学校社会科副読本「わたしたちの牛久」の中の文化財の取り扱いと、それを生かした授業についてお答えします。

小学校3年生・4年生の社会科では、古くからの暮らしにかかわる道具を調べたり、地域の人々が受け継いできた文化財について調べたり、地域の発展に尽くした先人の働きについて調べたりする学習を行います。奥野小学校では、3年生が学校近くの民家に出かけ、家の人に古いアイロンや分銅ばかり、薬研とって漢方薬をつくるときにの石の道具ですがそういったもの、久野地区の古い地図などを見せてもらい、その後古い道具などはどのようなものがあるか副読本を使って学習しています。

また、岡田小学校や牛久二小では、教科書単元の「のこしたいもの、つたえたいもの」の学習の中で、副読本を使って牛久に古くから残る建物や文化財にはどのようなものがあるかについて学習します。また4年生では、「郷土の発展に尽くす」の単元で、地域の発展に尽くした人々について調べる学習を行います。

「わたしたちの牛久」には、牛久沼の開発をした桜井庄兵衛、神谷伝兵衛、小川芋銭の3人が紹介されています。さらには、県発行の「輝く茨城の先人たち」の中にも、小川芋銭、木村安兵衛、住井すゑの3人が紹介されています。これらの資料を使いながら、牛久ゆかりの先人について新聞形式にまとめ、県主催の「輝く郷土の先人新聞コンクール」に作品を応募しています。この授業は、身近な地域の歴史に関心を持ち、郷土に親しみや愛着を深めることを目的としており、平成26年度は市内の4年生を中心に計386点、平成27年度は240点と、各小学校より多くの作品の応募がありました。このように、副読本「わたしたちの牛久」を活用しながら、市内に残る文化財や地域の発展に尽くした先人の働きを学習することで、改めて自分たちの住んでいる地域社会に対する誇りと愛着が生まれてくるものと考えます。

現在、「わたしたちの牛久」については牛久市教育研究会社会科教育研究部を中心に、全面改訂の作業を進めております。平成29年度に発行される運びとなっておりますが、改訂版では奥野地区の金剛院の「団子念仏」や東狸穴の「盆綱」など市内に残る伝統芸能なども織り込みながら、より内容の充実を図っていく予定です。

以上です。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） 先ほどの御答弁にもありましたが、子供たちが自分の住んでいる地域に誇りと愛着を持って、一たび牛久を離れたとしてもいつかまた帰ってくるという、そういう根っこになるものがこういった授業にあるのかと思います。ぜひ教育研究会の方々と、さらに充実した改訂版ができることを期待したいと思います。

次に、うしく現代美術展と学校教育との連携について伺います。

昨年秋に行われた展覧会では、直接地元の作家の方からお話を聞き、さまざまなジャンルの作品に触れることができました。この美術展では、市内小中学校との交流も行っていると、学

校日よりなどで紹介されていますが、本物の作品を直接見る機会というのは生徒たちにとっても貴重な経験であると思われます。

このうしく現代美術展は実行委員会形式で行われ、企画から選考・展示までのほとんどは実行委員にお願いしているとお聞きしています。学校との連携を進めるために、行政としてどのように実行委員会とかかわっているのでしょうか。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） うしく現代美術展の御質問につきまして、お答えいたします。

牛久現代美術展は、地元作家による高いクオリティーの現代的な作品の数々を地域に広く紹介いたしまして、市民相互交流と地域の文化振興の充実を図ることを目的にしております。毎年11月末から2週間、平面・立体・クラフト・映像の4分野の作家50名ほどの出品によりまして、多目的ホール・展示ホールを会場に展覧会を開催しております。期間中には、市内外より3,000名を超える入場者があり、多くの方々の関心の強さが伺えます。

会期中には、小中学校・作家・行政の三位一体の連携のもと、「小中学校鑑賞会」も企画しております。この企画は、平成13年の第7回展から開催されておまして、小学校高学年・中学一、二年生を中心に市内全校の参加をいただいております。児童生徒は作品を鑑賞するだけでなく、興味のある作品の前で出品作家と自由に会話をし、直接触れ合うことができます。こうした自由な交流が財産となりまして、みずから感じ考える心豊かな感性を育めるものと考えております。

その他うしく現代美術展では、教育委員会からの委託によりまして「学校移動美術展」も行っております。この「学校移動美術展」では、児童の文化芸術に触れる機会を広げ、芸術に親しむ心を養うことを目的に作品展示やワークショップを実施するもので、ことしで13年目を迎えます。今年度は、牛久第二小学校・土曜かつば塾にて、土手千鶴子さんによる型染めのワークショップが予定されております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） それでは次に、中央生涯学習センター文化ホールを中心に行われている文化公演について伺います。

今年度は予算が400万円で、前年度までの800万円から半減となっています。予算委員会の私の質問に対して、執行部からは「例年どおり年間六、七回の公演を予定している。また、入場料については他の市町村と比べると低目になっているので、今後は値上げも考えている」というお話でした。今は障害者についての割引はありますが、値上げをした場合例えば学生割

引や高齢者割引など、金額が高くなる場合に負担が大きくなる人たちへの配慮というものを考えていくことはあるのでしょうか。最初に申し上げた文化資本の格差という意味では、このような地域で行われる事業こそ大切な文化資本になると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） それでは、文化公演事業につきましての御質問にお答えいたします。

文化公演は、身近での舞台芸術鑑賞機会の提供を主目的にいたしまして、毎年6公演程度企画しております。平成18年度からは、牛久市文化協会内の公演事業委員会に補助金を交付することによりまして、事業運営の一切をお願いいたしております。今年度の補助金額は、前年の半額の400万円となっておりますが、減額分については公演事業の積立金より充当できませんので、例年どおり市民の皆様には舞台芸術鑑賞の機会を提供できるものと考えます。

この公演事業の積立金は、市からの補助金の残金を積み立てたもので、10年間で999万3,000円となっております。

次に、チケット料金につきましてですが、公演内容によって決定されるわけですが、近隣の自治体に比べまして2割から3割程度安い設定をしております。チケットが完売しても、公演委託料は賄えないことが多く、補助金で補填をしているというのが現状でございます。

チケット料金の割引につきましては、障害者手帳の提示により御本人と付き添いの方1名について500円を割引する制度をとっており、また18歳以下についても子供料金といたしまして500円を割引しております。なお、近隣の市民ホールの割引状況といたしましては、土浦では割引制度がなく、つくば・龍ヶ崎及び取手では友の会会員の割引というのですがございますが、当市同様の障害者や子供の料金割引は公演内容によって設定する場合がありますとことで、一律の割引制度は採用されておられません。また、今のところ割引の見直しの予定はございませんが、公演事業や施設の運営形態の見直しを含め、先進事例等を参考に適切な運営手法を検討してまいります。

これからも、多くの皆様に文化芸術に触れる機会を提供いたしまして、市民の文化意識の向上に努めてまいりますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） 先ほど、10年間で約999万3,000円の積立金があるということ、これは10年間の残金ということだと思いますが、その現状を伺いましたので、その適切な活用を今後検討していただきたいと思います。

それでは再質問させていただきますが、今お話を「友の会」という言葉も出てきましたが、

運営方法の見直しということはどういうことか、具体的にまずお考えがありましたらお聞かせください。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 運営方法の見直しということの御質問にお答えいたします。

まず近隣の事例で申し上げますと、土浦、取手、龍ケ崎、各市の市民文化会館及びつくば市のノバホール、カピオ等が財団法人によりまして同じくつくば市のふれあいプラザ、これは民間事業者によって管理運営がされております。また、柏市の市民会館やアミュゼ柏というのかございますが、これは民間の共同企業体による管理運営となっておりますので、さまざまな運営形態のメリットやデメリットの検証を含め、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） それでは、3点目です。文化資本として図書の果たす役割についてのお考えを伺います。

まず、学校図書館についてです。これも、今年度の予算が前年度よりほぼ半額となって、減っております。やはり、予算委員会の私の質問に対するお答えでは、ひたち野うしく小学校を除いては平均の所蔵冊数は満たしており、今の状況では十分足りているということでした。小学校の図書室の様子を見ますと、人気のある本はたくさんの生徒が借りて傷ついているものもあり、簡単なものは司書の方が修理していました。ほとんど毎時間どこかのクラスが授業で図書室を訪れ、読書をしています。生徒たちに十進分類法も教えていて、自分で借りた本は自分で書棚に戻す指導が行われていました。自分で本を選ぶ楽しさや、何気なく手にした本との出会いは、こうした時間を通してつくられていくのだということを感じました。

一方中学校では、より幅広く専門性の高い書籍をそろえるため、自然科学や社会科学系の本は一般の書店には並ぶことがないような本がそろっており、これこそが学校図書館の役割なのだと実感しました。

そんな中で、文芸書などで古くなった本を大切に扱うことは、それはそれで生徒への指導として適切なことではありますが、調べ学習で使うような百科事典や統計的な資料は新しいデータのものが望まれますし、また例えばスポーツのルールや社会制度が変わり古い本では対応できないものは、生徒が間違った知識を覚えることがないよう新しいものに入れかえる必要があるということでした。また、そのような資料はシリーズものも多く、1冊だけ新しくするというわけにはいかず、シリーズ全冊となるとそれなりの金額にもなり、減ってしまった予算の中で購入する本を選ぶ司書の方の御苦勞は、想像にかたくありません。

学校の図書室の役割として、この調べ学習はみずから課題を発見し、解決する力をつける重

要なものですし、そのための資料は高額で自宅ではなかなか購入できない百科事典などがよりどころとなるのではないのでしょうか。特に中学校では、今年度教科書が新しくなったことで、それに関する本をそろえたいというお話も聞きました。

また、図書室の環境についてですが、窓際の本棚に配架してある本は日光に当たり、紫外線で背表紙の印刷が薄くなっているものも多数あるように見受けました。日光を遮る遮光カーテンを使用している学校もあるようですが、通常のカーテンを使用している図書室においては、紫外線による影響が本の劣化につながっていると感じました。大切な本を紫外線から守るためには、照明をLEDにするとか、カーテンについてはレースなども併用するなどの工夫の余地があるように見受けました。本の数は足りているからというだけではなく、その内容も考慮し、子供の読書環境の整備については執行部のお考えはいかがか、お伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 山本議員の子供の読書環境に関する御質問にお答えをいたします。

牛久市におきましては、子供たちの読書環境の充実のための予算配分を行ってまいりました。フルタイムで勤務する学校図書司書の全校配置が、その最たるものと考えております。各校に1人ずつ配置された学校図書司書につきましては、授業や担任を持ちながら学校図書館運営に関与する司書教諭を支援しながら、実質的に学校図書館の運営を専任で行っております。

具体的には、子供たちが学校図書館を訪れたいような図書館入口付近の図書紹介コーナーの飾りつけに工夫をしたり、読み聞かせを通じて子供たちに本の楽しさを教えたり、子供たち自身に本を選んでもらう選書会を開いたり、子供たちを本に近づけるためきめ細やかな努力を続けております。

近隣他市においても学校図書司書の配置はありますけれども、学校の開放日全てでフルタイムの勤務形態での配置は、他と比較しても充実をしております、このことにより子供たちからは単に学校図書館の補助員、協力員ということではなく、学校図書室に行くといつも会える図書の先生として慕われている状況であると考えております。

図書の冊数につきましても、学級数と児童生徒数から割り出した図書標準冊数に対しまして、平成27年度末において最大で183.4%の達成率から最低でも102.8%と、いずれの学校も100%以上を維持しております。毎年傷んだ本は修理し、内容や情報が古くなった本は廃棄し買いかえながら、図書標準冊数以上を保持をしております。学校図書室の収容力には限りがありますので、図書室自体が大きいつくられていて書架にまだ余裕のあるひたち野うしく小学校を除きましては、いずれの図書室の書架も満杯に近い状況であると認識をしております。

各学校図書館におきましては、各学校間及び中央図書館との間で他の市町村では見られない学校図書館ネットワークを組んでおりまして、1つの学校図書館だけでは所蔵することができない多くの本を読むことができたり、調べ学習などで使用する際、他校や中央図書館から取り寄せるなど、ネットワークの利点を生かした運営を行っております。学校図書司書は、自分の学校の書架にある本だけではなく、中央図書館や他校の学校図書館にある図書についても把握をし、子供たちのリクエストや調べ学習に使用する際、自校で所蔵する図書と同じように貸し出し、活用することが可能となっております。

図書室の環境として、照明やカーテンなど工夫すべき点もあるかとは思いますが、学校全体の教育環境を整える中で順次改善をしてみたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） 学校図書館の充実のためには、携わってくださる司書の方の役割、それから学校図書館ネットワークの役割、それは私も十分理解しているつもりです。また、図書館が生き生きとした場になるためには、そこに司書の先生の方がいらっしゃることがとても大切だということもよくわかります。その点の対応は、大変手厚くしていただいているということも感じておりますが、しかしながら今回の私の質問は図書の予算が減ったことで現場の先生にお伺いして聞いたことの生の声です。その声にも耳を傾けていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後は、中央図書館の図書購入とその選定について伺います。

図書館の運営方針には、図書館が生涯学習活動の拠点として市民の教育と文化の向上に寄与するため、図書館資料の整備充実と読書活動の振興に努め、市民が自己学習を行うための条件整備を常に図り、その期待に応えるように努めるとあります。

ところで、「1カ月に1人1冊、図書館にない本は購入できる」というリクエスト本を私もたびたび利用していますが、4月からこのリクエストをする場合について注意書きが配布されるようになりました。注意書きの内容は、リクエストというのは選定の基準となるもので、購入を約束するものではないこと。購入できない場合は、他の図書館からの相互貸借の希望をするかどうかも記入するようになっていました。図書購入費は、毎年約2,000万円弱が計上されています。

選書を行うに当たり、牛久市立中央図書館資料選定基準がありますが、選定会議などについて明記はされておられません。この選定基準に書かれている選定方法を見ますと、「1. 市民からのリクエストによる選定」「2. 選定資料による選定」「3. 店頭による選定」「4. 見計ら

いによる選定」「5. 寄贈による選定」となっています。選定会議がないのならば、どのような人たちが選書にかかわってどのように選定を行っているのでしょうか。また、市民からのリクエストに関して、4月から「必ずしも購入を約束するものではない」というような注意書きが配布されるようになった、そのいきさつをお聞きいたします。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 議員の御質問にお答えいたします。

図書のリクエストにつきましては、牛久市立中央図書館資料選定基準、これは内規になりますけれども、これによって定められた選定方法の1つで、市民が必要とする図書を要望として伺い、蔵書構成を考慮した上で購入を決定し、利用者に提供するものであります。対象者につきましては、牛久市に住所を有する方で1人毎月1冊までリクエストを受け付けております。リクエストによる図書の購入冊数は年間約2,000冊で、購入金額は年間約250万円となっております。現在図書館で購入する全資料の約2割が、リクエストによって購入した資料となっております。

リクエストが一番多い分野につきましては「文学」、リクエスト全体のこれは約3割を占めております。一方、リクエストが少ないのは「言語」や「産業」などの分野でありまして、それぞれ全体の約2%となっております。また、リクエストの購入費につきましては、図書購入費全体の約15%となっております。このように、リクエストの分野には大きな偏りがありまして、図書館の蔵書構成にも少なからず影響を及ぼしている状況にあります。

次に、選書の状況につきましては、資料選定基準に基づいて特定の思想に偏ることがないよう多様性を持たせて、全体のバランスに留意しながら地域の文化や住民のニーズなどを考慮して資料を選んでおります。選書は、図書館流通センターが毎週発行する「週刊新刊全点案内」、あるいは書評、インターネットなどの情報を見て行うものと、取次店や書店が直接候補資料を図書館に持ち込む「見計らい」などによりまして、実際に司書が資料を手にとって選ぶ方法があります。選書には全司書がかかわり、週ごとに担当司書が取りまとめ、最終的な選定業務を行った上で購入資料を決定しております。

今後は、館長と司書で構成する「選書会議」を設置いたしまして、さらに充実した選書業務を行うための準備を進めているところですので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 先ほどの図書の減額という話がございましたが、私はその現場に合った補助金のあり方、そしてもし仮に十分なあれがあれば私は次回に回して、タイムリーな結局予算配置。ですから、いいですよ。司書の方が「どうしてもこの本、今欲しいんだ」と言えば、

補正でも何でもいいです。一律にそういうんじゃないくて、やはりタイムリー的な補助のあり方。例えば、先ほども文化事業も残高ございました。900万円以上の残が残ってまして、はっきり言って800万円から400万円にしました。そういうことで、やっぱり財源はあるんですから、でしたら、「今回はこれでいいんじゃないですか」という話で、そういう判断です。

ですから、そういうタイムリーな状況を見ての補助金のあり方というのを、我々もこれから一律にいつまでも同じじゃなくて、その状況に合った補助金のあり方を考えなくてはいけないかなと私は思います。

また先ほども、ちょっと今の質問と違いますけれども運営の仕方、余りにも過度な割引というのは、僕はちょっと考えられない。というのは、やはり障害者の方もちょっとそういうもの、入場料金ですから見合っただけのものは私はもらってもいいと思います。そうして、健全な運営に当たるんだったら法人格、いろいろなところでやっています。法人のことも視野に入れた考え方もしなきゃいけないと、私は思っております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） ありがとうございます。

それでは、再質問ということで先ほどの選定基準、私申し上げたもの5つありましたけれども、それぞれ新規購入の予算に対してどのような割合になっているのか、わかりましたらお知らせください。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 再質問にお答えをいたします。

資料選定基準、これ内規ということになっていますが、規定する5つの選定方法につきまして図書購入費の予算に対してどのような割合かというところでありまして、平成27年度における図書資料の購入におきましては、市民からのリクエストによる選定については購入冊数が2,077冊、購入金額は約250万円、全体の13%となっております。また、選定資料による選定につきましては、購入冊数が8,328冊、購入金額は1,550万円、全体の約83%と購入費の多くを占めている状況です。見計らいによる選定につきましては、購入冊数が200冊、購入金額が76万円、全体の約4%となっております。寄贈による選定につきましては、受け入れ冊数が429冊で、店頭による選定につきましては行っておりません。

以上です。

○議長（市川圭一君） 山本伸子君。

○6番（山本伸子君） 市民からのリクエストが2割、新しい新規購入が8割ということで、この金額が妥当なのかどうかということもありますが、限られた予算の中で蔵書構成の balan

スを取りながらも、リクエストが1つの住民参加だという認識を持ちつつ、市民からの要求を尊重していただけたらと思います。

それでは最後に、先ほど冒頭でもお話しした平田オリザ氏の言葉を紹介して、終わりにいたします。

「私たちは、そろそろ価値観を転換しなければならないのではないか。雇用保険受給者や生活保護世帯の方たちが、平日の昼間に劇場や映画館に来てくれたら、生活が大変なのに映画を見に来てくれてありがとう。貧困の中でも孤立せず、社会とつながっていてくれてありがとうと言える社会をつくっていくべきなのではないか。そして、そのほうが最終的には社会全体が抱えるコストやリスクも小さくなるのだ。子育て中のお母さんが昼間に子供を保育所に預けて芝居や映画を見に行っても、後ろ指をさされない社会をつくること、私はこの視点が今の少子化対策に最も欠けている部分だと考える。

女性だけが結婚や出産によって、それまで享受していた何かを犠牲にしなければならない、そんな不条理な社会を変えていく必要がある。その何かは、決して経済や労働のことだけではないだろう。そもそも結婚や出産は、極めて個人的な事柄なのだから、政策としてやれることは限られている。そろそろ文化的な側面に目を向ける少子化対策が出てきてもいいころだろう」。

牛久市が2060年、現在の人口を維持するために合計特殊出生率を2.1としたその数字に近づくために、どのような人づくり・まちづくりをしていくのか。ともに知恵を出し合い取り組んでいければと願いつつ、私の一般質問を終わります。

○議長（市川圭一君） 以上で山本伸子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は15時ちょうどといたします。

午後2時45分休憩

午後3時00分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、11番池辺己実夫君。

〔11番池辺己実夫君登壇〕

○11番（池辺己実夫君） 改めまして、こんにちは。創政クラブの池辺己実夫です。どうぞよろしくお願いします。

それでは、質問通告書により一般質問いたします。

牛久市の生涯学習と文化芸術につきましては、毎回定例市議会において私が一般質問を行っ

ているところであり、今回もその関連について幾つか質問いたします。

かっぱの里生涯学習センターの施設運営と管理についてであります。以前牛久消防署西部出張所であった建造物を改築し、現在のような施設利用形態にしたことは承知しているところであります。そこで質問であります。かっぱの里生涯学習センターの施設利用実態についてどのような団体がどれだけ使用しているのか、また夜間利用の実態はどうなっているのかお聞きいたします。

利用者から聞いたところ、2つの研修室は音の出ないサークル活動のみが使用可能であり、コーラス・社交ダンスなどについては使用許可が出ないということがあります。また、研修室内の会議用の椅子・テーブルなどの移動が困難である理由だそうです。多くの市民に発展的に利用使用してもらおうよう、利用稼働率を上げるためにも、再度防音対策等を講じる必要があると考えますが、市としてどのように捉えているか。今後も現状のままの利用形態とするのか。利用時間区分の見直し、条例改正を考慮して所見をお聞かせください。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうから、かっぱの里生涯学習センターの施設運営管理についてお答えいたします。

かっぱの里生涯学習センターは26団体が定期的に利用しており、利用率は53%から57%となっています。また、夜間に関してはほかのセンターと同じように、約2%の利用にとどまっています。また、研修室の利用についてでございますが、当施設は牛久消防署西部出張所を改築した施設であり、建物の構造上音楽系や運動系の団体の利用には適していない状況です。

あわせて、これまで併設されていまして小川芋銭研究センターを芋銭作品や市所蔵文化財の展示を行う「かっぱの里ギャラリー」に改修し、開設したところから、当ギャラリー来場者に落ちついた環境での学習及び見学をしていただけたと思います。

○議長（市川圭一君） 池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） ただいま市長に先に答えていただいたんで、次の質問一応もう一度ちょっと確認したいので、させていただきます。

次の質問なんです。かっぱの里生涯学習センターに併設している小川芋銭研究センターの方策について質問いたします。

現在、小川芋銭研究センターについて、芋銭研究センターとしての目的機能は全くなされておらず、今まで長年の間研究に携わってきた学芸員の方も退職したと聞いております。それにより、昨年計画していた芋銭検定も中止になったことですが、当センター設立の所期の目的は達成されたのか。また、今後研究センター跡の施設利用をどのように考えているのか。芋銭の

一部の作品の展示場として使用していくと聞き及んでおりますが、実際どのようなのか答弁をお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） それでは、私からかっぱの里生涯学習センターに併設されております小川芋銭研究センターの今後の方策についてお答えいたします。

初めにこの研究センター業務、これを委託していました事業者につきましては年度の途中で業務を遂行することが不可能であるとの申し出があったため、事業者との調整後両者合意のもと変更契約にて契約解除をしております。

契約終了後の研究センターにつきましては、平成25年の「小川芋銭全作品集」、これの刊行をもちましてセンター設立当初の主要な調査研究目的は達成できたこと、後継者の学芸員を確保することも困難であったということから、市民から要望の多かった小川芋銭作品や市所蔵文化財、これを公開する展示室といたしまして整備し、5月28日から公開を始めております。

今後は、研究業務だけではなく、広く公開普及活動、これに重点を置きまして事業を展開してまいりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） 先ほど同僚議員が質問したんで確認の意味なんですけれども、芋銭検定はやらないということを伺ったんですけれども、牛久検定というのは全部を含めてということと理解してよろしいのでしょうか。シャトーとかいろいろなことを含めて、大仏とか、そういったことを全部含めてということとよろしいですか。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 新しい牛久検定の御質問でございますけれども、先ほど山本議員のほうにもお答えしましたとおり、新たな検定試験は小川芋銭に限定したのではなくて、広く牛久市全体の歴史、文化、そして産業等、これを対象にした「(仮称)牛久検定」といたしまして発展させて、あわせて県が実施する「いばらきっ子郷土検定」、これ中学2年生対象ですけれども、との連携を図りながら調整して実施してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） 次に、牛久シャトーの映画化についての質問をいたします。既に議員各位におかれましては御承知のことと思われませんが、創立者の神谷伝兵衛は三河の国、現在の愛知県出身の事業家であります。青年のとき、横浜でフランス人の経営する会社に就職し、洋酒醸造所で働いていたことがきっかけで酒造業を目指すようになり、明治13年東京浅草に

「みかはや銘酒店」、現在の「神谷バー」の前身を開店しました。

その後、日本国内産のブドウによるワイン醸造を国内事業化をすることを考え、自分の養子である伝蔵をフランスのボルドーに渡航させて、ブドウ栽培やワイン醸造の技術を学ばせました。伝蔵は3年後に帰国し、伝兵衛は茨城県の稲敷郡岡田村、今の牛久市です、ぶどう畑とシャトー用に広大な土地を購入し、明治31年伝蔵がフランスから持ち帰ったブドウの苗木を植え、栽培を始めました。

神谷伝兵衛は、ワインの本場フランスボルドー地方のワインの製造方法を取り入れようと、フランスボルドー・カルボブラン村醸造を手本に、120町歩の神谷ブドウ畑の中心にレンガづくりの牛久醸造場を建設しました。建築は明治34年から着手し、明治36年に完成し、現在の本館・発酵施設・現在の神谷伝兵衛記念館・貯蔵室・現在のキャノンレストランの3棟が平成26年に文部科学大臣から国の重要文化財に指定されたものです。また、シャトーカミヤは牛久市にあるワイン醸造施設で、シャトーは原料の生産から醸造場の一貫したものに対する称号で、日本初の施設であります。

こうした神谷伝兵衛の残した貴重な足跡を映画化し、多くの市民に知ってもらうことはもちろんのこと、観光として歴史・文化を積極的に国内外へ発信する考えは、さらに日本の文化遺産として登録を目指す考えはないのかお伺いしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） それでは、私から「神谷伝兵衛物語」または「シャトーカミヤ物語」の映画化につきまして、答弁させていただきます。

映画化の御提案につきましては、シャトーカミヤのさらなる認知度のアップにとどまらず、牛久市のシティプロモーションにつながることも期待できると思われれます。しかしながら、映画制作事業となりますと多額の資金を要することや、企画調整にも多大な労力が想定されるため、マーケティングに基づく観点からも十分な精査が必要となってきます。また、当然のことですけれども、シャトーカミヤ側の意向なども確認する必要もあるため、さまざまな事例を参考に慎重なる調査をしてまいりたいと思います。

議員御承知のとおり、取手市におきましては地元出身の江戸川乱歩賞作家の竹吉優輔氏がつくった小説「レミングスの夏」の映画化が進んでおります。映画制作の発端は、地元の有識者が中心となりまして「映画レミングスの夏を応援する会」、これを発足いたしまして賛同者を募り、協賛及び後援を受けて制作に至ったものでございます。「神谷伝兵衛物語」または「シャトーカミヤ物語」の映画化につきましても、シャトーカミヤに関する歴史の足跡を映画に残す機運が市民からも高まることを期待いたしたいと思います。

重要文化財シャトーカミヤ旧醸造場施設の日本遺産登録につきましては、守屋議員にもお答

えいたしましたとおり市内での取り組みを強化いたしまして、観光やまちづくりの部門等とも密に連携を図りながら申請内容を詰め、共同申請を目指す市町村等との調整を図り、所有者の正式な同意を得てまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） 私、また先に言われちゃったんであれなんですけれども、私も先般近隣の取手市においても竹吉優輔作の小説「レミングスの夏」についての映画化を決定しており、ぜひ根本市長も「シャトーカミヤ物語」などの具体化に向けた積極的な考えをお聞きしたいなと思ひまして、根本市長、どうでしょうか。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） いろいろな牛久の歴史、それからいろいろな発信、そういうものでは非常にすばらしいツールであることは私も認識してございますが、いかんせんやっぱりお金もかかります。そして、あくまでも先導するといいますか、先ほど取手市においてもそういう人がおり、そして市民団体から盛り上がる、そういう機運というのが私は大事だと思いますので、今のところ私はそういうふうなことは牛久ではまだちょっと時期尚早なのかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（市川圭一君） 池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） 牛久市で育ったここにいる方も、たくさんいると思います。午前中の市長の一般質問への答弁の中でも、シャトーに遠足に行ったとかそういった形の発言もありましたし、私くらいの年代ではシャトーはもう片手では足りないくらい絵なんかも描いています。そういった思いは、牛久の市民の中にはたくさんあると思いますので、改めて市のほうをお願いをして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（市川圭一君） 以上で池辺己実夫君の一般質問は終了いたしました。

次に、3番尾野政子君。

〔3番尾野政子君登壇〕

○3番（尾野政子君） 皆様こんにちは。公明党尾野政子でございます。本日最後の登壇となりました。最後までよろしく願いいたします。

通告順に従いまして、一般質問を行います。

まず第1点目は、読書通帳の導入についてであります。

このテーマにつきましては、2年前の6月議会で取り上げさせていただきました。2年前、

私は富山県立山町に視察に行つてまいりました。立山町は、平成25年の9月北陸において初めて読書通帳システムを導入いたしております。図書館内には自動貸出機が設置してあり、その貸出機で借りた本のデータは併設する読書通帳機に送られ、通帳を入れると借りた本のタイトルや著者名、貸し出し日が記帳される仕組みになっています。通帳は、町内の小中学生に無料で贈呈し、その他の利用者については200円で販売をしているとのことでした。

立山町の取り組みの特徴として、行政と学校が一体となって進めたことが挙げられます。町内の小中学校の教員に読書通帳の取り組みを理解してもらい、読書通帳を利用して読書に挑戦する生徒を先生が励ますことで、より一層生徒の読書意欲をかきたて、より高い効果が期待できるとのことでした。立山町の教育課では、「読書履歴を残すことは、子供たちの一生の宝になる」と力説され、また今までのように読みっ放し、借りっ放しでなく、データとして蓄積されることは、子供たちにとって有意義であると館長も指摘されているところだそうです。

その後2年が経過し、各自治体での読書通帳の導入は着実にふえているところだそうです。利用している子供からも、「読んだ本を思い出すことができ、楽しい」などの声も寄せられているとのこと。当市においても、2年前の御答弁では「図書館の次期システム入れかえ時期にあわせ、安価で利用しやすいシステム構築が可能か、また導入後の効果、他自治体の導入状況を踏まえ、検討していきたい」とのことでした。

そこで、お伺いをいたします。読書通帳導入の検討についての進捗状況を伺います。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 尾野議員の読書通帳の御質問にお答えをいたします。

読書通帳につきましては、図書の貸し出し履歴、本人にとっては借りた履歴ですね、利用者が自分で記録する通帳ということで、利用者の読書意欲の増進に大きな効果があると考えております。読書通帳の導入につきましては、図書館の利用の活性化はもとより、学校においても子供たちの読書の定量化、あるいは読書活動へのアドバイスなどに活用されるなど、読書意欲を増進するための「読書応援グッズ」として活用をされているところであります。読書通帳の導入後に、児童図書の貸し出し冊数が2倍にふえたという図書館もありまして、読書の履歴が見える形にすることで読書意欲を促し、最終的には学力の向上につながることも期待をされているところであります。

このように読書通帳には大きな効果が成果があることから、牛久市におきましても図書館システムの更新にあわせて導入できるよう準備を進めてきたところであります。

読書通帳と言われるものには3つのタイプがありまして、専用の機械で記録をするいわゆる「預金通帳タイプ」、利用者が自分で借りた記録を書き込む「自書タイプ」、また借りた記録を

印字されたシールを張り付ける「お薬手帳タイプ」の3種類があります。牛久市におきましては、更新する図書館システムの機能を活用することから、シールを張り付ける「お薬手帳タイプ」の読書手帳を導入してまいりたいと考えております。

このタイプにつきましては、過日NHKの「あさイチ」で紹介されました埼玉県行田市立図書館で導入をされておりまして、減少傾向にあった児童書の貸し出し数を増加に転じさせたところでもあります。どんな本をどれだけ借りたかを子供が自分で記録できる手帳でありまして、シールを張るという行為が子供たちにはとても喜ばれているところでもあります。1ページで5冊、手帳1冊で60冊分の読書記録ができて、達成感を感じることで読書数がふえているとのことです。また、子供だけでなく妊婦向けの手帳も作成し、胎教に関するアドバイスやお勧めの本、CDのリストを掲載したり、妊娠期から出産後に読み聞かせた本を記録できるなど、さまざまな記録ができる幅の広い手帳も特徴の1つとなっています。

牛久市におきましても、図書館の利用をふやすための工夫や、利用者が多用途に活用できる読書通帳の導入を進めてまいりたいと考えております。また、導入の時期につきましては、来年度からを目標として準備を進めてまいりますので、ぜひとも御理解くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） ただいま読書手帳という形で、本市においても導入を考えているとの御答弁をいただき、大変喜ばしく思っております。借りた本が記帳されたシールは、子供たちに大いに喜んでいただけるものと思います。

導入に当たってのございましたけれども、幾つか再質問をお願いいたします。読書手帳の配布対象、そしてまた事業の経費、そして周知方法についてもお伺いをいたします。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 再質問にお答えいたします。

まず、読書手帳の配布対象ということですが、市内の小中学生にまずは無償で配布をしたいと考えております。また、一般の方の利用者で希望する方につきましては、原価程度の金額で有償で提供する方向で検討してまいりたいと考えております。

また経費につきましては、読書の履歴を印字するシールと読書手帳の印刷製本が必要になってまいります。現時点では、正確な金額等はきちんとした数字はお答えできませんけれども、シールにつきましては一巻660枚のシールがついておりまして、10巻セットで1万4,000円程度になります。シールの購入につきましては、利用状況を勘案しながら購入してまいりたいと考えております。また、読書通帳の印刷製本費につきましては、1部35円とした場

合、小中学生の無償配布分については25万円程度と試算をしております。

また、周知方法につきましては、市内の小中学生に無償配布とすることで、御家族に読書手帳の有効性を周知することができるものと考えております。また、図書館でのPR活動はもとより、広報うしくやホームページ、公共施設等でのポスター掲示、行政区訪問活動などさまざまな機会を利用して積極的にPRを行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） ありがとうございます。

読書のメリットは、問題解決能力ですとか表現力、論理力、アイデア力、そしてまた人間力などが身につくなどと言われております。日々の生活の中での確かな表現力を身につけ、社会で円滑な人間関係を築くことができるようになること、それは本当に素晴らしいことだと思います。今後、読書手帳の導入が予定どおりスムーズに実施されることを期待いたしております。

続きまして、高齢者等へのドア・ツー・ドアの確保についてであります。

高齢者の方より、「免許証の返納も考えるが、返納後の足の確保が難しい」、また「かっぱ号のペースについていけなくなってきた」「バス停まで歩くのが大変」などの声が寄せられております。高齢化はこれからがピークを迎えますので、このような状況はさらに顕著になっていくものと思われれます。高齢者や移動手段を持たない方への利便性向上を図るために、デマンドタクシー、ドア・ツー・ドアの導入が急がれるところと感じております。

そこで、進捗状況についてお伺いをいたします。まず第1点目でございます。平成27年の3月議会においても、このテーマについて質問をさせていただいております。その際、平成27年度中に地域公共交通網形成計画を策定し、さらに平成28年度中に地域公共交通再編実施計画の策定を予定しているとの御答弁をいただいております。これらの計画の内容と、その計画がデマンドタクシー、ドア・ツー・ドアの導入の進捗につながるのかという点について、まず1点お伺いをいたします。

○議長（市川圭一君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） それでは、ただいまの尾野議員の御質問にお答えいたします。今後策定をしていく計画が、ドア・ツー・ドアの導入につながるかの御質問のほうにお答えいたします。

当市におきましては、平成26年11月20日に施行されました改正地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づきまして、平成24年3月に策定しました地域公共交通総合連携計画から地域公共交通網形成計画への移行を進めているところでございます。今後の予定としまして、今年度中に同計画を策定後、その実施計画であります地域公共交通再編計画を策定す

る中で、デマンド交通の導入方法をルール化するとともに、地域の特性に合わせたデマンド交通の導入も検討してまいります。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、次にもう1点質問をさせていただきます。

当市においても、モデル事業「移送サービス」など部分的にドア・ツー・ドアのサービスが行われておりますけれども、これらの内容と実績についてお伺いをいたします。

○議長（市川圭一君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 市内で運行している過疎地有償運送及び牛久市高齢者移送サービスモデル事業の実績等についてお答えいたします。

NPO法人サンライズが運行している過疎地有償運送は、会員登録をした奥野地区住民を対象に、1運行当たり地区内300円、地区外500円で運行しております。平成27年度の実績としましては、会員数が99名、運行回数1,586回の実績となっております。牛久市社会福祉協議会及びNPO法人移動サポートらくらくが運行しております高齢者移送サービスモデル事業は、市内対象地区にお住まいの65歳以上で住民税の非課税の方、またそのうち一部の対象地域にお住まいの65歳以上の方は、住民税が課税されている場合であっても対象としております。また1運行150円、会員登録制により実施されております。平成27年度の実績としましては、会員数207名、運行回数2,401回となっております。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 次に、先ほど1点目で質問させていただいた計画策定や運行等に活用できる国庫補助金についてもお伺いしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 計画策定や運行等に活用できる国の補助制度についての御質問にお答えいたします。

活用できる国庫補助金としましては、地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的とした地域公共交通確保維持改善事業費補助金というのがございます。当市でも、かっぱ号の運行経費や地域公共交通網形成計画策定に活用しております。同補助金では、デマンド交通の導入等に活用できるメニューもあることから、これからもこれらを活用しながら今後事業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 冒頭に申し上げましたとおり、地域の方から「免許証の返納も考えるけれども、返納後の足の確保が難しいので返納をためらっている」というお声を、よくいただいているところでございます。市内全域にドア・ツー・ドアのシステムが行き渡ること、高齢者の方も安心して免許証返納の決断をされる方もふえるというふうにも思います。それはまた、高齢者の皆さんの交通面での安全の確保にもつながるものと考えます。今後も、ドア・ツー・ドアの進捗について注目をしてまいりたいと存じます。

続きまして3点目、若者の政策形成過程への参画についてであります。

18歳選挙権が実現する今夏の参院選を前に、若者の政治的関心を高める動きに注目が集まっております。少子高齢化が急速に進む日本で若者の政治離れが進行すれば、若者の政治的影響力は低下し、社会の沈滞化につながります。若者の政策形成過程への参画を促進するなど、若者が社会における影響力を実感できるような取り組みを積極的に進めることが重要かと考えます。

平成25年に内閣府が7カ国（日本・韓国・アメリカ・イギリス・ドイツ・フランス・スウェーデン）の満13歳から29歳までの若者を対象に実施した意識調査では、「社会をよりよくするため、社会問題に関与したい」と思っている日本の若者の割合は4割強、そしてまた「私の参加により変えてほしい社会現象が、少し変えられるかもしれない」と思っている割合は約3割にとどまっております、いずれも日本が最低となっているところでございます。こうした結果から、若者の政治的無関心の一因は、若者の声が政治に反映されにくく、社会における影響力を実感しにくいと考えると考えられます。

愛知県の新城市では、平成27年4月から新城市若者議会条例に基づき新城市若者議会を開催し、若者の政治参加を促進しております。私は、この新城市の取り組みに関心を持ち、先月新城市へ視察に行つてまいりました。説明によりますと、新城市は愛知県の市の中で消滅可能性都市としてトップに選定されたとのことでもございました。こうしたことから、みずから活躍できる若者を新城市にもっと多く育み、若者が活躍しやすい環境を整備し、世代のリレーができるまちづくりを目的に、若者議会が創生されたとのことでもございました。職員の皆さんの説明から、若者議会に取り組む熱い思いが伝わつてまいりました。

若者議会の委員は、市内に在住・在学・在勤している16歳から29歳の20名が選考され、1年の任期のもと13回に及ぶ議会審議を経て、平成27年11月2日市長へ「若者予算事業に関する答申書」を提出いたしました。この事業の内容は、「図書館のリノベーション」ですとか、また「バブルサッカーで医療費を削減」、そしてさらに「町並み情報センターを情報共有パブリックスペースに」、そして「若者議会のPR」「若者の防災を考える会を設立」「若者と高齢者をつなぐおしゃべりチケット事業」であり、それぞれ予算づけもなされ、予算総額は

約1,000万円となりました。これらの事業は、新城市の2016年度予算案に反映され、本年3月に市議会で可決されました。今年度から実行に移されるとのことでございます。新城市の若者議会の取り組みは、NHKクローズアップ現代でも放送され、また2015年の第10回マニフェスト大賞では優秀賞を受賞しています。

また山口県の宇部市では、学生などの若者がグループワークを通じてまちづくりに対する提言をまとめ、市へプレゼンをしています。同市では、若者の視点や意見をまちづくりに生かそうと、宇部市若者会議を2014年度から実施しているところでございます。その他、各自治体ではさまざまな取り組みが行われております。

当市においても、若者の意見や提言を市政に十分反映させ、若々しい感性と力強いエネルギーを取り入れ、世代のリレーができるまちづくりや、本年策定された牛久市人口ビジョン「牛久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の成功のためにも、積極的な若者の政策形成過程への参画を推進していくべきと考えるものでございます。

そこで、当市においても若者議会や若者会議の導入を提案するものでございますが、市の御見解を伺います。

○議長（市川圭一君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 尾野議員の若者議会等の導入についての御質問にお答えいたします。

これまでの牛久市における若者の意見や提言を市政に反映させるための試みといたしましては、政策策定の参考とするためのアンケートの実施や、実際の事業に参画していただくなど、さまざまな方法を実施してまいりました。

具体的な例としては、直近では平成27年度に策定しました「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定過程において、市内の20歳から39歳の男女3,000名と高校3年生を対象に住民アンケートを実施し、戦略作成の参考としております。

また、平成27年度に竣工した女化運動広場のトイレ整備事業につきましては、利用者のアンケート調査から始まり、設計から施工時まで県立土浦工業高校の生徒に参画していただいております。

さらに、このこと以外にも牛久市商工会青年部を中心とした「牛久市商店元気づくり委員会」の提言により、牛久駅の発車ベルのメロディー化やイルミネーション事業の実施、一般社団法人牛久青年会議所を中心とした「うしくみらいエコフェスタ」の開催、若手農業者の団体であるUFOクラブとの共催でのグリーンツーリズムの実施など、多岐にわたる事業で意見等を反映させております。

尾野議員の御質問にありました新城市におけるような若者議会を改めて設置することにつき

ましては、御意見を参考に今後の検討課題として調査研究を行っていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 新城市の職員の方々には、若者と接していくうちに気づかされたことがあるそうです。それは底知れない若者のパワーであり、行政では考えられないような奇抜なアイデア、そして町の未来のことを真剣に願っている若者が大勢いるということ。「若者は、町にとって重要な財源であることに気づかされた」と語っておりました。若者が活躍できる環境整備として、若者議会等具体的な導入を積極的に御検討、ぜひお願いしたいと存じます。

続きまして、成年後見制度の成果と今後の取り組みについて伺います。

認知症や知的障害などで物事を判断する能力が不十分な人にかわり、財産の管理や介護サービスの契約を行う成年後見制度の利用を促進する法律が、先月施行されました。厚生労働省の推計によりますと、2012年時点の認知症高齢者は462万人で、2025年には最大730万人に達すると想定されております。65歳以上の5人に1人が認知症になる計算で、成年後見制度の活用は喫緊の課題と言えます。

しかしながら、実際に制度を利用している人は、約19万人にとどまっているとのことでございます。利用が広がらない理由の1つに、制度の利用希望者数に対して後見人のなり手が少ないことが指摘されております。身寄りのない高齢者の増加や、業務の煩雑さもあり、後見人の65%は司法書士や弁護士などが担っており、こうした専門職の人数には限りがあります。

そこで、このたびの成年後見制度の利用促進法では、親族や専門職に次ぐ第3の後見人である市民後見人の育成・活用を明記し、必要な財政上の手当てを速やかに行うよう政府に義務づけました。一般市民に対する研修や情報提供、相談、助言などの支援を充実させるよう、地方自治体を中心とする地域社会に求めているところでございます。

そこで、お伺いをいたします。第1点目でございます。牛久市の成年後見制度利用支援事業は、導入から10年が経過いたしておりますが、その成果についてお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 成年後見制度についての御質問にお答えいたします。

成年後見制度につきましては、平成23年に社会福祉協議会による成年後見サポートセンターが設立されて以来本格的な相談業務が行われており、平成27年度では121件の相談が寄せられました。そのうち高齢者の相談は88件で、51件が制度利用や申し立てに関する相談、37件が制度に対する情報提供となっております。相談者は、本人・家族・親族等が約半数を占め、続いて行政・医療・福祉関係機関となっております。

相談から親族等の申し立てにつながった件数につきましては、平成27年度で11件、うち認知症高齢者の件数は7件となっております。また、申し立てをする親族がない場合の市長申し立て件数につきましては、平成17年度を初めとして平成27年度までで14件、うち高齢者は11件で、年間1～2件程度となっております。

具体的な事例といたしましては、養護してくれる親族がない認知症高齢者が病気になり、入院費等の支払いが滞ってしまった事例や、施設入所等の手続ができないために行き先が決まらない、また土地や家屋の財産管理が行えないなど、複雑な要素が加わり市長申し立てに至っております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、2点目に入らせていただきます。当市の市民後見人の育成状況について伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 市民後見人の育成状況についてお答えいたします。

市民後見人の育成につきましては、牛久市社会福祉協議会が運営する成年後見サポートセンターにおきまして、平成24年度に市民後見人養成講座を実施し、25名の方が受講を終了しております。平成25年度以降は、受講修了者を対象としてフォローアップ研修を実施し、平成27年度は「身上監護の事例検討」「財産管理の事例検討」「医療行為の事例検討」「死後事務の事例検討」の合計4回、24名を対象に実施しております。

市民後見人としての実績はございませんが、平成27年度末までに認知症高齢者の方が2件、知的障害者の方が1件、牛久市社会福祉協議会が法人後見を行っております。また、養成講習を受講した方のうち6名の方につきましては、社会福祉協議会で実施する日常生活自立支援事業及び法人後見の生活支援員として、事業に従事していただいております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、最後に今後の当市の取り組みと課題についてお伺いをいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 成年後見制度の課題といたしましては、問題を抱えていてもなかなか相談に至らないケースがまだまだ多く、準備がおくれ援助につながるまでに時間がかかってしまうケースが多く見られます。市民に対しましては、認知症の早い段階での相談により、日常生活自立支援事業等のサービスにつなげられるよう働きかけていくことが重要と考

えます。

そのためには、成年後見制度について名前だけではなく、具体的な内容や利用方法、利用のタイミング等を市民に周知していく必要があります。

広報活動といたしましては、現在行っている広報紙や社協だより、ボラセンニュースへの制度の掲載はもとより、毎年行っている市民向け講演会、無料相談会、出前講座メニューの周知を徹底していきたいと考えます。

また、市民後見人につきましては、毎年行っておりますフォローアップ講座に加え、成年後見サポートセンターの生活支援員として今後も実績を積んでいただきながら、機を見て後見人として推薦できるよう準備をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） ありがとうございます。今後も取り組みのほう、よろしく願い申し上げます。

最後に、災害時に備えてであります。5月の一般紙に掲載された茨城県内32市の本庁舎の耐震性と、災害時本庁舎が全半壊した場合の事業継続計画（BCP）を策定していない市が24に及んでいるとの記事を読んだ市民の方数名から、問い合わせがございました。「牛久の本庁舎の耐震性は大丈夫のようだが、改めて耐震性の根拠を示してほしい。また、災害時本庁舎が全半壊した場合の事業継続計画（BCP）が牛久は策定されていないが、どのように考えているのか聞いてほしい」との内容でございました。

熊本地震で市役所などの庁舎が損壊し、防災拠点として機能しないケースが相次ぎました。本庁舎を使えなくなった5市町のうち、益城町と宇土・人吉の両市は業務継続計画を策定しておりませんでした。国は、阪神淡路大震災や新潟中越地震の反省を踏まえ、自治体にBCPの策定を求めていましたが、同計画の策定済み市区町村は昨年12月時点で36.5%にとどまっているとのことでございます。益城町役場は、同町保健福祉センターに仮住まいし、家屋などに被害を受けた住民が公的資金を受けるために必要な罹災証明書の受け付けが始まったのは、最初の地震発生から17日たった5月1日であったのに対し、BCPを事前に計画していた大津町は計画に基づき、別にバックアップしておいたデータを利用して住民票の発行などをすぐに再開できたとのことでございます。

ちなみに、事業継続計画（BCP）とは、災害によって行政施設が被災した場合に優先して実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応・手順などをあらかじめ定める計画のことでございます。例えば、大規模災害時でも業務が続けられるよう、庁舎の代替施設や職員の体制をあらかじめ定めるなどでございます。

そこで、お伺いをいたします。市役所本庁舎耐震性について、その根拠についてお伺いをいたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 本庁舎は昭和49年に建設され、昭和56年施行の新耐震設計基準以前の建物であるため、平成7年度に耐震診断を実施した結果、構造耐震指標であるI s値は0.6を上回っております。この数値は、一般建築であれば大地震の際に建物の中にいる人の安全を確保することが可能であるレベルでございますが、大規模な地震災害後には本庁舎を防災及び救援拠点としても活用できるよう、平成12年度から平成13年度にかけて建物内に鉄骨ブレース等を設置し、耐震工事を行っております。

しかしながら、地震により各地では体育館やホール、そして天井が高い多くの建物で天井の脱落事例が多くございました。本年度庁舎2階ロビーに天井脱落対策といたしまして、中根小学校やひたち野うしく小学校の各体育館でも設置しました天井落下防止ネットを設置する予定でございます。

今後においても、耐震基準や建物の状況等を注視しながら、安全な空間が確保できるよう対策を進めてまいります。これからの施設建設予定もでございます。中でも、ひたち野地区のほうの中学校もございますが、さまざまな災害に対応できるものでなければならないと、強く思っている次第でございます。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 次に、本庁舎が全半壊した場合のBCP策定についてお伺いをいたします。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 御質問の事業継続計画（BCP）策定についての御質問にお答えいたします。

BCPは、災害時に行政みずからも被災し、人・物・情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画で、市地域防災計画においても震災応急対策に関する活動マニュアル等の整備の一環といたしまして、策定することとしております。

なお、昨年5月に国が発行いたしました「市町村のための業務継続計画作成ガイド」では、BCPには「市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制」「本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定」「業務に必要な電気、水、食料等の確保」「災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保」「重要な行政データのバックアップ」「非常時優先業務の整理」とい

った6要素を計画として盛り込むこととなっております。

B C Pは、災害時の行政機能を維持するため、非常に重要な計画であると認識しております。今後におきましては、B C P策定に向け庁内でプロジェクトチームを結成いたしまして進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 市民の安全・安心を守るため、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上で私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（市川圭一君） 以上で尾野政子君の一般質問は終了いたしました。

本日の一般質問はこれまでで打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会いたします。御苦勞さまでした。

午後4時00分延会